

令和2年

第3回定例会

会議録

令和2年9月16日

令和2年第3回 江差町議会定例会
(第1号)

◎ 期日及び場所

令和2年9月16日(水) 午前10時00分 江差町役場 議場

◎ 議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
〔議長 諸般の報告〕
- 日程第 3 所管事務調査の報告について
- 日程第 4 閉会中の継続調査の申し出について
〔町長 行政報告〕
- 日程第 5 一般質問
- 日程第 6 報告第 1号 令和元年度健全化判断比率及び資金不足比率について
- 日程第 7 報告第 2号 和解及び損害賠償額の決定の専決処分について
- 日程第 8 認定第 1号 令和元年度江差町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 9 認定第 2号 令和元年度江差町国民健康保険費特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 10 認定第 3号 令和元年度江差町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 11 認定第 4号 令和元年度江差町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 12 認定第 5号 令和元年度江差町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 13 認定第 6号 令和元年度江差町公設地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 14 認定第 7号 令和元年度江差町港湾整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 15 認定第 8号 令和元年度江差町奨学金特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 16 認定第 9号 令和元年度江差町水道事業会計決算の認定について
- 日程第 17 議案第 1号 江差町家庭的保育事業等の整備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 18 議案第 2号 江差町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

日程第19	議案第	3号	江差町過疎地域自立促進市町村計画について
日程第20	議案第	4号	令和2年度江差町一般会計補正予算（第9号）について
日程第21	議案第	5号	令和2年度江差町国民健康保険費特別会計補正予算（第1号）について
日程第22	議案第	6号	令和2年度江差町介護保険特別会計補正予算（第1号）について
日程第23	議案第	7号	北海道市町村総合事務組合規約に変更について
日程第24	議案第	8号	北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について
日程第25	議案第	9号	北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について
日程第26	議案第	10号	令和2年度江差町一般会計補正予算（第10号）について
日程第27	同意第	1号	教育委員会委員の任命について
日程第28	同意第	2号	固定資産評価審査委員会委員の選任について
日程第29	発議第	1号	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について
日程第30	発議第	2号	国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書の提出について
日程第31	発議第	3号	種苗法の改定に関する意見書の提出について

◎ 出席議員（12名）

議	長	打	越	東	亜	夫
副	議	萩	原			徹
議	員	薄	木	晴		午
	〃	飯	田	隆		一
	〃	室	井	正		行
	〃	塚	本			眞
	〃	西	海	谷		望
	〃	小	梅	洋		子
	〃	小	野	寺		眞
	〃	小	林	く	に	こ
	〃	出	崎	太		郎
	〃	大	門	和		幸

◎ 出席説明者

町	長	照	井	誉	之	介
副	町	田	畑			明
教	育	太	田			誠
総	務	中	川			智
まちづくり	推進課	尾	山			徹
財	政	斉	藤	敏	己	
税	務	梅	川	年	代	
町	民	竹	内			強
健	康	白	鳥	智	子	
産	業	出	崎	雄	司	
追	分	安	田	克	臣	
建	設	岸	田	雄	治	
高	齢	三	好	康	彦	
出	納	岸	田	真	由	美
学	校	岸	田	礼	治	
社	会	大	坂	敏	文	
総	務	畑		竜	哉	
まちづくり	推進課	長	尾	恵	一	

(議会事務局)

局	長	清	水	直	樹
書	記	森		直	彦

※ベルが鳴る

(議長)

おはようございます。

(「おはようございます」の声)

(議長)

ただ今の出席議員は11名です。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

ただ今から、令和2年第3回江差町議会定例会を開会いたします。

(議長)

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

(議長)

日程第1、会議録署名議員を指名いたします。

会議録署名議員は、会議規則第129条の規定により7番、小梅議員、8番、室井議員を指名いたします。

(議長)

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

今定例会の会期及び議会運営については、所管の議会運営委員会に付託されておりますので、委員長の報告を求めます。

「小野寺委員長」

議長。

(議長)

小野寺委員長。

「小野寺委員長」

おはようございます。

(「おはようございます」の声)

「小野寺委員長」(報告)

議会運営委員会の報告をいたします。

委員会の開催状況でございますが、当委員会は、8月28日、9月8日の2日間、委員会を開催し、町理事者の出席を求め、今定例会に提出される議案内容の説明を受けるなど、日程及び運営について協議をいたしました。

今定例会の議案、一般質問等についてであります。今定例会には、江差町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、を始め、17件の議案が提出されている他、報告2件、同意2件、議員発議として3件、一般質問は9名の通告であります。

詳細につきましては、お手元に配布しております報告書のとおりでございます。

会期の日程についてであります。8月28日の委員会の協議を経まして、会期の日程は、9月16日から17日までの2日間といたしました。

次に、一般質問についてであります。これまでと同様に、一問一答方式として、質問の回数は再再質問まで認められます。質問の時間についてであります。従来どおり答弁を含め、60分の時間制としますが、議長の許可を得た場合、30分まで延長を許可することといたしました。なお、依然として、コロナ感染症に対する対策は継続中であります。発言は極力簡潔を旨として頂きたいと思っております。また、質問答弁については、議員は1回目の質問から自席で、理事者においては、一回目の答弁は演壇によりおこない、再質問以降は、自席でおこなうこととします。理事者においては、議員からの質問に対して、議長の許可を得て反問出来ることとし、それに要する時間は60分の制限時間外とすることといたします。

また、一般質問や議案等の質疑で、感想や要望お礼など、一般質問や質疑から外れる発言の他、一般質問は事前通告制となっております。このため、通告した質問趣旨以外の質疑は、厳に慎むようお願いをいたします。理事者の議案提案についても、既に議員協議会等で説明している箇所は、簡潔明瞭にする他、感染症予防対策のための協力をお願いいたします。

最後に感染症予防対策について、改めて述べたいと思っております。新型コロナウイルス感染症は、今だ、治療法は確立されておらず、また、根本的な解決には至っておらず、感染拡大は終息しておりません。一番注意しなければならないことは、潜伏期間が長く、自覚症状が無い方からでも、感染が拡大されるという特徴であります。議席の距離や議場の換気等、新しい生活様式に即した対応を模索しております。議員、理事者を含め、本議会の運営に対し、皆様のご理解と、ご協力を頂きお願いいたしたく、申し上げまして、以上、議会運営委員会において協議した結果を報告いたします。

(議長)

以上で、報告が終わりました。

お諮りします。

今定例会の会期及び議会運営については、委員長報告のとおりとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認めます。

よって、会期は2日間とし、一般質問については一問一答方式で行い、質疑については自席でおこない、答弁については、1回目は演題で、2回目以降は、自席でおこなうことといたします。質疑の回数は、再々質問まで、答弁を含め60分の時間制を採用しておこなうこととし、それを超える場合については、議長の判断で、30分まで延長することが出来るものいたします。また理事者においても議員からの質問に対し、議長の許可を得て反問出来ることとし、それに要する時間は60分の制限時間外とすることに決定いたしました。

なお、新型コロナウイルス対策として、説明、質疑及び審議にあたっては、可能な限り時間短縮に努め、迅速な議会運営を図りたいと思います。また、議場内の換気のため、出入り口のドアを開口しますので、ご協力をお願いいたします。

(議長)

次に、議長からの諸般の報告をいたします。

報告内容は、お手元に配付のとおりでありますので、ご了承を願います。

(議長)

日程第3、所管事務調査の報告について、令和元年第3回定例会発議第7号、江差町総合計画等に関する事務調査を議題といたします。

本案については、所管の江差町総合計画等特別委員会に付託されておりますので、委員長の報告を求めます。

「室井委員長」

はい。

(議長)

はい、室井委員長。

「室井委員長」（調査報告）

おはようございます。

（「おはようございます」の声）

「室井委員長」

それでは、委員会の調査報告をさせていただきます。

調査事件。令和元年第3回定例会、発議7号、江差町総合計画等に関する事務調査でございます。調査期間については、令和元年9月25日より、本年7月21日迄、12回でございます。内容については省略させていただきます。

3、調査の目的と結果。総論。本特別委員会は、令和元年度当初より、町長から諮問、委嘱に応じて設立された第6次江差町総合計画、都市計画マスタープラン及び立地適正計画や、総合戦略検証委員会などが既に検討、協議がなされている中で、令和元年7月に執行された江差町議会議員選挙改選後、第3回定例会で発議され、9月25日に開催された、第2回特別委員会から、実質的な調査が開始された。今回、策定された総合計画、都市計画マスタープランなどは、今後の江差町の方向性を総体的に計画されたものであり、実質的な政策事業の計画立案は、今後、具体化されることとなります。本特別委員会は、これまでの総務常任委員会事務調査報告、また、平成31年3月定例会報告、拠点地区整備計画と都市計画マスタープランに関する事務調査や、その後の、町の事業の具体化を検証し、具体的提案を考慮した意見書といたしました。本意見書は、行政側と連携を図り、出来る限りの整合性の確認を持って行い、行政と議会は激しい議論を得ても、共に汗をかく、口先だけでは終わらないという強い使命感を抱いて提案するものであります。本意見書は、特別委員会主要調査項目に選定した。

1つ、かもめ島入り口の国道周辺を含めた北の江の島構想。1つ、中心市街地活性化対策。1つ、交通体系。1つ、産業振興に担い手確保と定住人口対策。1つ、高規格幹線道路の5点であり、今後、江差町が重点的に取り組むべき課題として、下記のとおり、報告をいたします。

最初に、かもめ島入り口の国道周辺を含めた、北の江の島構想でございます。特別委員会の事務調査の中で、最も中核と考えられる案件であり、江差町による持続可能、活性化対策事業の大きな課題と認識しております。かもめ島は、他町に例のない歴史、文化遺産が点在している一方、近年の経済、社会環境の中で、整備された老朽、遊休施設も混在し、一元化が図りづらい。

1つ、多岐に渡る用途と歴史性の保存伝承。また、現在進めている継続事業などから、周辺地域を3地区にゾーニングし、提案をするものでございます。提案。1、かもめ島ゾーン。かもめ島は北前船等の歴史を後世に伝える貴重な自然遺産であり、かもめ島をその

ままの魅力で伝えることこそが、最も重要であると認識します。そのためには、歴史的背景を伝える、説明、案内、標識を充実し、更には、江差町を訪れる方々をかもめ島へ誘導するランドマークが必要であります。歴史を後世に伝える上で、例えば、北海道教育委員会などと協議され、北前船係船柱の復元など、検討すべきと考えます。更に、島上の旧花月は、現在、部分的解体、簡易補強されているが、景観、安全対策上、極めて支障をきたす施設であり、有利制度を活用した早期解体を進めるべきであります。

二つ目、賑わい空間ゾーン。北の江の島構想の賑わいを創出する地区であるが、その中で、老朽化が進んでいる開陽丸記念館、船体の今後の長寿命化対策が急がれ、補修などの事業費など、問題点を早期に示し、対策を進めること。1つ、南埠頭は、多目的機能を充実すべきであり、道の駅の展開も視野に関係機関、北海道開発局と南埠頭用地について協議の上、広い空間を活用した対策を進めること。資料には北海道開発局から頂いた資料が別紙として、添付されております。

また、3、国土交差点周辺ゾーンでございます。急カーブ交差点改良のみの交通安全対策ではなく、周辺一帯の環境整備、歴史を活かしたまちづくり、港湾整備と一体となった計画を進めなければなりません。大規模交差点改良事業を国土交通省や国の省庁へ要請出来るような、具体的な計画策定を早期に進めること。更に、国土改良事業と併せ、旧折居社、アネロイド気圧計を含めた環境整備を進め、北前船交易の象徴を表す歴史の实在に基づくランドマークの設置、ミニ水族館、活魚センターなど検討を進めること。別紙、資料1から6までございますので、ご覧なってもらいたいと思います。

二つ目、中心市街地活性化対策でございます。本特別委員会での、調査範囲を都市計画指定区域内のうち、用途地域に指定されている地域と限定し、更には、住居関連用途地域を除いた範囲として調査いたしました。別紙2の1を参考にしてもらいたいと思います。調査範囲は、多岐にわたる諸課題が山積し、永年、解消されていない状況にあります。課題を解消するにあたっては、大きな財源の確保は当然必要とされますが、課題の認識と解決策の発想、検討協議の欠如は政策の後退を意味するものであるということを強く、認識してもらいたいと思います。その基本方針に基づき、以下の地区の課題を4分類に分けて、提案いたします。

提案。1つ、愛宕町、法華寺通り商店街の持続可能な具体的活性化対策であります。別紙資料を見て下さい。赤丸ついています。賑わい空間の創出に両地区とも今日まで、創意工夫を重ねてきております。今後、更に、高齢化が進み、買い物難民の心配が大きくなると考えられ、地元で買い物出来るためにも、既存商店への支援策を一層、進めて行くことが必要と考えます。また、両商店街には、歴史遺産として、民間所有の土蔵、建築物が点在しており、それらの施設を含めた、歴史景観地区の指定など、早期に、その対策を講じ、保存伝承に努めてもらいたいと思います。更には、地域活性化のためにも、子ども達から高齢者まで、幅広く集い、自治活動の拠点となる集会施設の整備や山車保管庫の地区内整備も十分検討してもらいたいと思います。

次に、遊休老朽化老朽施設の解体、活用に向けた権利者との協議でございます。別紙には緑色マークがついております。中心市街地の中心部には、大規模な遊休老朽施設が多くあり、特に、中央商店街には比較的規模の大きい老朽施設があります。中央商店街の景観と立地条件の優位性を阻害していることから、民間施設の権利者と早期に意向、協議を進め、課題解決に取り組むこと。また、中心市街地には、老朽化した官公庁庁舎があり、更には、立地が入り組んだ場所にあることなどから、町外は元より、町内からも分かりづらく、利用しづらいなどの不便があると伺っております。檜山振興局所在地であり、各種官公庁舎の出先機関のある江差町として、その解決策に向けて、最大限の支援をすること。ひっ迫する北海道財政への大きな負担にならないためにも、適地提案を含めて、早期に行動すべきであります。図面には黒まるで、例えばという話で、江差警察署が載っておりますから、ご覧になってもらいたいと思います。

3つ目。空地の跡地利用の早期解決策の計画立案についてでございます。旧江光ビル跡地の活用については、各団体からも、種々の意見、計画が提案されており、事業の実施に向けた判断は、江差町の決断だけであります。中央商店街の振興策等の重点課題として、地域の高齢者、子ども達が集う法華寺通り商店街と連携した、賑わいの場となり得る空間の早期事業化を進めるべきであります。また、民間の空き地などについては、所有者に対し、将来活用計画などの意向調査を具体的に進めるべきであります。

4つ目。歴史的建造物及び周辺用地の整備と横山家の早期運営体制の確立と営業再開についてでございます。令和2年度の予算で、歴史的建造物活用推進モデル支援事業が、新規事業として策定されました。この間の総務常任委員会報告や、特別委員会での質疑で指摘した事項が反映されており評価できますが、単年度の調査、検討で終了する事業となっております。来年度以降、具体的な事業化に向けて、更に進めていくこと。

最後に、横山家との話し合いは、町として具体的なプランを示しながら、積極的に推進してもらいたいと思います。

大きな項目3点目です。現在、函館バスが定期運行しているバス路線は、別紙3の1でございます。身近な居住地に買い物する場所がなく、特に高齢者にとっては、問題が深刻化しております。現在の定期運行バスは、時間帯、運行本数、最寄バス停までの移動距離などの問題などから、いわゆる買い物難民が発生しており、今後、一層増加することが予想されます。町内一部商店街では、配達業務を自力で行い、買い物難民に対する対応を行っております。以上の課題整理から2点に絞り、提案いたします、

1つ、町内の買い物バスの再開。また、かもめ島周辺の賑わい創出と買い物楽しみバスツアーなど、買い物難民対策、賑わい創出策として進めていくこと。

1つ、町内に営業所がある函館バスが、今後とも存続して行くためには、上記の、今の2点については、函館バスに対する委託事業として進めてもらいたいと思います。

次に、大きい4点目です。産業振興担い手確保等定住人口対策でございます。少子高齢化対策として、地場産業の担い手確保対策と新たな就業先の誘致による定住人口対策を進

めて行く必要があります、以下、3点について提案いたします。

1つ、農業について。農業の後継者不足と高齢化が深刻な課題となっております。今後、ますます農家戸数が減少することが見込まれており、より効率的な農業の推進や担い手への農地の集積と重労働の農作業の軽減化などの支援策を進めて行くこと。

2、漁業について。回遊性漁業の魚種の漁獲量が近年、急速に激減しており、漁業経営が圧迫しております。そして、漁業者戸数も減少、担い手も数少ない状況となっております。回遊性魚種に頼らないナマコの養殖試験の実施や、各種放流事業を進めて来ておりますが、ナマコ以外に大きな成果が出ていないのが現状であります。道と民間の試験研究機関などと連携し、新たな栽培事業へのチャレンジを、挑戦を進めてもらいたいと思います。

3点目。担い手確保と定住人口対策確保でございます。定住人口を増加するためには、新たな雇用の創出が有効であります。地元の金融機関と連携した創業支援や、町の企業、支援事業を積極的に進めてもらいたいと思います。また、近年増加してきている、空き店舗活用したICTなど、テレワークなどを活用した事業を推進してもらいたいと思います。

5点目。高規格幹線道路について報告いたします。平成27年6月に設立された、高規格幹線道路木古内江差間整備促進協議会、会長、江差町長照井さんです。は、広範な立場から、構成された組織であり、中央省庁は、道内選出国會議員に対し、要請活動を現在も行っております。高規格幹線道路の建設要望は、全国各地の自治体から、国土交通省に対し、数を多く寄せられていると伺っております。私も直接聞いております。その中で、全国一律的な必要性とする要望内容では、それを受けとる側として、優先順位の格上げには厳しいと考えます。高規格幹線道路の早期計画路線への昇格には、整備促進協議会の要望書の内容と合致するので詳細は避けますが、江差町側からの調査、促進及び早期着手とする要望内については、高く評価するものであります。衰退する地方がその浮揚対策としての抜本的解決策を模索している中、国の事業として行う大型公共事業は、地域への経済波及効果と雇用による地域活性化に大きく寄与する事業であると高く評価し、その認識も改めて持ってもらいたいと思います。今後、協議会として、更なる要望活動を行うものと理解しますが、以下に点について、十分考慮してもらいたいと思います。

一点、現在協議会が行っている要望活動については、地域江差町にとって、一層の効果的的重点的な要望を行うこと。

1つ、当町の災害時対策としても早期着工が必要であり、その機運醸成のためにも、江差町の町民を挙げた活動となるよう、町内組織を作ってもらいたいと思います。別紙5の1に参照してもらいたいと思います。

最後に、新型コロナウイルス感染症への対応でございます。日本全国の社会、経済活動に多大な影響を与え、また、未だに世界中に広がっている新型コロナウイルスは、これからの地方行政のあり方、先程、小野寺議運委員長の報告にもありました。大きく影響を与えるものであります。日本では、緊急事態宣言が5月から段階的に解除され、出口戦略を

模索する動きが始まっておりますが、関東関西を中心にまた感染が広がりが見えて来ておりました。ワクチンや特効薬が量産されるまで、新しい生活様式への行動変容を中心とした、年、1年単位での長い取り組みが、行政としても必要になるかと思えます。江差町としても、政府の新型コロナウイルス対策の動きを機敏に捉え、また、町内の経済、観光、暮らし、医療情勢など、的確に把握した上で、江差町の新年度予算や諸計画の適時、見直しと的確な予算執行が求められていると考えます。

以上をもちまして、特別委員会の報告とさせていただきます。

(議長)

以上で、委員長の報告が終わりましたので、質疑を許します。
質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結いたします。
お諮りします。本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決いたします。
江差町総合計画等に関する事務調査について、委員長の報告のとおり、了承することとしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、委員長の報告とおりで了承することに、決定いたしました。

(議長)

日程第4、閉会中の継続調査の申し出についてを議題といたします。各常任委員会、特別委員会から、会議規則第76条の規定に基づき、お手元に配布のとおり、継続調査の申し出がありました。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査としたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

(議長)

次に、町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許可いたします。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」 (行政報告)

寄付採納について、ご報告申し上げます。

始めに、令和2年6月17日、函館市上新川町1番25号、道南うみ街信用金庫、理事長、藤谷直久様より、地域住民の皆様への感謝の気持ちとして、江差産道南杉、木製ベンチ一脚のご寄贈がありました。道南うみ街信用金庫様からは、平成26年度より、毎年、ベンチをご寄贈頂いており、今回で7脚目となります。ご寄贈頂きました木製ベンチにつきましては、昨年に引き続き、旧檜山爾志郡役所の前庭に設置しており、観光客など、訪れた方々に利用して頂いております。

次に、令和2年6月17日、江差町字茂尻町89番地3、第一生命保険株式会社、函館支社江差営業オフィス、オフィス長、秋野厚子様より、新型コロナウイルス感染防止のため、通常の入学式が行えなかった小学1年生へのお祝いとして、ハンディタオル41枚のご寄贈がありました。ご寄贈頂きましたハンディタオルにつきましては、早速新小学1年生に配布させて頂きました。

次に、令和2年7月27日、江差町字水堀町6番地2、株式会社ユーラス江差風力、代表取締役、高瀬達秀様より、現金190万円のご寄付がございました。同社は、各発電所がある全国の自治体に地域振興のためにと寄付を行っており、当町も平成27年度から、毎年ご寄付頂いております。なお、今回の寄付につきましては、教育関係の用途に限定したものとなっておりますことから、町内小中学校の児童生徒が使用する教材備品等の整備に活用させて頂くこととしており、本定例会に補正予算として、提案しているところでございます。

次に、令和2年7月31日、江差町字砂川11番地3、株式会社北辰運輸、代表取締役 矢原幸康様より、新型コロナウイルス感染拡大への影響で、スポーツ大会などが中止となる中、子ども達を元気付けるために、小中学生のスポーツ振興充実に役立てて頂きたいと現金200万円のご寄付を頂きました。寄付金につきましては、小学生スポーツ団体への支援と、中学校部活動等への支援に活用させて頂くこととしており、本定例会に補正予算として提案しているところでございます。

最後に、令和2年8月5日、函館市若松町2番地5、明治安田生命保険函館支社支社長、石桁健司様より、新型コロナウイルス感染拡大によって、地域社会全体に大きな影響が生じていることを踏まえ、従業員と会社のマッチングによる地元支援、私の地元応援募金として、現金11万800円のご寄付を頂きました。寄付金につきましては、新型コロナウイルス感染症対策における、地域支援事業に活用させていただきます。

以上のご寄付がありましたことをご報告申し上げますと共に、改めてご厚志に厚くお礼申し上げます、行政報告を終わらせて頂きます。

(議長)

以上で、行政報告を終わります。

(議長)

日程第5、一般質問を行います。

今定例会の一般質問はお手元に配布のとおり、9名の議員から通告がありました。

通告順に従って順次これを許可します。

まず、塚本議員の発言を許可いたします。

「塚本議員」

はい、議長。

(議長)

塚本議員。

「塚本議員」

机上での質問をさせていただきますが、本定例会、私から2項目3点にわたり質問をさせていただきます。

まず1点目ですが、新型コロナウイルス感染症対策にかかる教育現場への対応についてをお伺いいたします。新型コロナウイルス感染症の影響により、学校は長期休校による学習の遅れへの対応や、変則的な各種行事への企画等に加え、消毒作業や感染防止の対応に追われ、教員の多くの皆さんは多忙を極めています。これらに対するサポート体制をどの

ように行っているのか、お伺いいたします。

(議長)

いいですか。

はい、教育長。

「教育長」

新型コロナウイルス感染症に関する教育現場への支援体制に関するご質問にお答えいたします。現在、町内小中学校では、文部科学省が定める、学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル、学校の新しい生活様式、等に基づき、持続的な学びを保障しつつ、学校における感染及び拡大のリスクを可能な限り低減したうえで、学校運営を継続しているところでございます。

議員ご質問の、人的な支援体制につきましては、各学校の要望に応じ、校内の換気や消毒作業、連絡文書、学習プリントの印刷の補助等、教員としての専門的な知識や技能を必要としない、スクールサポートスタッフ、それと少人数指導や家庭学習の準備、チェックなど、教員の指導業務を補助する学習指導員の採用を進めた結果、既に6名が勤務しており、近々4名を採用する予定で準備を進めているところでございます。これにより、教職員の公務負担軽減に大きく寄与するものと考えております。

また、本支援に加え、本定例会での予算補正をお願いしている事業等を通じ、教職員の負担軽減と子どもの学びの保障に注力できる環境の整備に努めてまいりたいと考えております。ご理解をお願いいたします。

(議長)

塚本議員。

「塚本議員」

先ほども質問項目にありましたが、非常に教員の業務が拡大しております。児童生徒の体温管理や検温のチェック、江差ではないかもしれませんが、ところによると、掃除までも教員が行って、生徒にはやらせないという地域もあるやに伺っています。さらに学習の遅れの対応として、土曜日の授業や補修、夏休みの短縮、学校行事やカリキュラムの見直し等、非常に業務が多忙となっております。先ほど教育長から説明があったとおり、文科省からも支援で、支援員を配置しているということですが、このサポートスタッフの大幅な増員、さらに4名プラスするというのを伺っていますが、この6名プラス4名で十分教員の業務の多忙の部分を確認できるのか。あと、この4名の配置を、6名プラス4名の配置をどのように各学校に配置しているのかお伺いいたします。

「学校教育課長」
学校教育課長。

(議長)
学校教育課長。

「学校教育課長」

ただ今のご質問にお答えいたします。

まず、現在の配置が十分かどうかということにつきましては、先ほどの答弁書でもお答えさせていただいておりますとおり、学校の要望に応じた人員配置でございます。今回、配置することによりまして、これまで教員が負担してきた業務、それらのものが、新たなサポートスタッフ、さらには学習指導員を加えることによって、相当数軽減できるものと考えてございます。

また、今後、この状況を見据えたうえで、更にまた増員が必要だということになれば、これは道費の事業でございますけれども、予算によって追加が可能かどうか、そういったことも道教委の方にも問い合わせをしてみたいと考えてございます。

また、配置につきましては、基本的にはスクールサポートスタッフ、それを学習指導員、各1名ずつが各学校に配置されるというようなイメージであります。

以上でございます。

(議長)
はい、いいですか。
はい、塚本議員。

「塚本議員」

了解いたしました。

引き続き2問目に入らせて頂きます。

町内における新型コロナウイルス感染症に対する予防対応についてであります。

江差町に置いて新型コロナ感染症の陽性者は、現時点で確認されておりませんが、町民や事業者の予防対策をしっかりと実施、実現されていることによる、この陽性者がいないということでは、皆さんが非常に、と事業者が非常に頑張っていると認識しておりますが、しかし、新型コロナウイルス感染症は、いつ、どこから侵入し感染者が発生しても不思議でないというのが現状であります。不安に思っている方々も非常に多いかと思えます。特に医療機関、福祉施設、あるいは接客業に関する人方についても、PCR検査をしっかりと受けて、陰性であるということを確認しながら、利用者に安全を、安心を供与できると、常に私は考えております。

檜山管内で、PCR検査を受ける体制が中々整っていない。是非、檜山管内でも医療機関と協議しながら、江差だけでは中々難しいので、檜山管内の各町とも連携しながら、檜山管内で、希望者がPCR検査を受けれるような体制ができないものか。それについてお伺いします。

あと、もう一点。感染者が発生した場合の対策ですが、最も注意を払うことはクラスターへの対応と考えます。濃厚接触者の把握と速やかな感染の有無の検査体制が必要であります。厚生省でいち早く感染者に対する濃厚染色者、周りの人たちを守るためのアプリ、ココアが公開されています。私も医療関係者の一人から、是非ココアを入れて下さいということで、早速アプリを携帯に入れてるところであります。これらを積極的に江差町としても、町民にPRして、何かあったときにはすぐ濃厚接触者を把握して、感染を最小限に食い止めるというのは、非常に有効を考えますので、いろんな機会を捉えて、積極的にPRしていく必要があると思いますが、この辺の対応についてお伺いします。

(議長)

町長。

「町長」

塚本議員の町内における新型コロナウイルス感染症に対する予防対策についてのご質問にお答えいたします。

まず1点目の檜山管内でPCR検査を受ける体制ができないかというご質問でございます。現在江差町で行政検査を受ける場合、検体は道立衛生研究所にて検査をしておりますので、結果が分かるまでに1日から2日かかっておりますし、また、東京等の大都市にあるような、不安に思う方々が全額自己負担でPCR検査ができる機関はございません。万が一感染者が確認された場合、濃厚接触者への検査を早急に行うこと。南檜山管内で検査ができることが感染拡大防止には重要であるという認識を持っておりますので、まずは行政検査としてのPCR検査が、南檜山管内で検体採取から検査結果までの一連でできる体制構築が必要と考えております。検査や医療体制構築に向けて、江差保健所は7月8日に保健所主催による南檜山圏域医療機関や医師会等が参加しての意見交換の実施や、管内各医療機関に対してPCR検査、抗原検査等の検査方法の周知や、国の交付金を活用した検査機器導入等の働きかけを行っております。また、8月21日の北海道知事会見で、今後の医療体制については、3段階のフェーズを設定し、3次医療圏単位で対応することと報告されました。当町は、道南医療圏に含まれますが、2次医療圏の感染症指定病院である道立江差病院においても、フェーズや地域実情に合わせ、PCR検査実施について前向きに検討、関係機関との協議、調整を行っていると同っております。

また、PCR検査は、検査機器整備だけではなく、医師や看護師、検査技師等の医療スタッフ確保が必要であり、それにより一般診療への影響も懸念されることから、南檜山管

内において全額自己負担で検査できる体制は難しいものと考えております。

町といたしましては、これまでも檜山管内の町長が参加する檜山ミーティング等の会議において、検査医療体制の充実を要望してまいりましたが、引き続き南檜山管内において、行政検査としてのPCR検査を含めた、検査医療体制整備について、今後も強く要望してまいりますので、ご理解願いたいと思います。

2点目の新型コロナウイルス感染症接触確認アプリ、ココアの普及についてのご質問でございます。厚生労働省が6月19日から公開した、本人の同意を前提にスマートフォンの近接通信機能を利用し、お互いが分からないようにプライバシーを確保して、感染者と接触した可能性について通知を受け取ることができるアプリで、利用者が感染者となった場合は自らが感染者となったことを登録する必要があり、利用が増えることで感染拡大の防止に繋がることが期待されております。厚生労働省のホームページによりますと、ダウンロード数は9月10日現在で、約1,655万件、陽性登録件数は681件となっております。感染流行地に仕事等で出向く場合においては、利用者本人が感染者と1メートル以内、あるいは15分以上接触した可能性について、通知を受け取ることができるため、早期の検査、ひいては感染拡大防止の期待ができるかと思いますが、本人の同意が前提となっておりますので、町と致しましては、ホームページ等での情報提供、周知での対応とさせて頂きたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

(議長)

いいですか。

はい、塚本議員。

「塚本議員」

なかなか町民あるいは関係する事業者、接客する業に携わってる人方の希望者の検査体制が進まないという答弁でありましたが、検討とか色々町長からありましたが、具体的に一定程度、いつくらいまでにどういう体制ができるみたいなのを、もしあれば担当者からの詳しいお話を伺いたいと思います。

(議長)

健康推進課長。

「健康推進課長」

塚本議員の再質問に対してお答えしたいと思います。具体的な検査の体制整備がいつ頃できるのかということに関しましては、保健所の方、道の方が医療検査体制の方を推進、進めている形になりますので、今、町の方として具体的にいつ頃までに何ができるかという情報は得ておりません。で、実際にそのあたりの情報を収集というか、情報が入ってき

ましたら、また改めて議員の皆様はじめ町民の方々に周知していく形になると思っております。

(議長)

はい、いいですね。

はい、塚本議員の一般質問を終わります。

(議長)

次に西海谷議員の発言を許可いたします。

西海谷議員。

「西海谷議員」

私の方から、江差町産業基盤の確立、漁業農業振興についてお話しをさせていただきます。ご質問させていただきます。

照井町政もですね、2年目の中間に差し掛かりまして、本年度から第6次総合計画がスタートしたわけでありまして。過疎化、人口減少、そして本年は新型コロナウイルスの影響もありまして、町を取り巻く環境は非常に深刻な状況になっております。この様な中で、江差の産業基盤の確立は喫緊の課題であると考えております。江差町は北前船で栄え、ニシンで栄え、地理的歴史的背景もあり商業、サービス業等の第3次産業が盛んな町であります。しかし、第1次産業を基本として、農業、漁業等が活性化しなければ、その第3次産業も盛んにはならないと思っております。ひいては、町の経済発展も図ることができないと、このように考えております。

そこで、第6次総合計画の実施計画策定を現在進められていると思っておりますが、基本構想で描いた、将来の展望をどのように、農漁業者の声を反映しながら、それを具体化しているのか、町長の所見をお伺いいたします。

(議長)

町長。

「町長」

西海谷議員からの農業漁業の振興に関するご質問にお答えいたします。

はじめに、本町の農業漁業を取り巻く環境は、議員もご指摘のとおり、農業では生産者の高齢化による担い手の不足や、農業施設の老朽化、漁業では、農業同様に担い手の不足や水揚げの不振、更に追い打ちをかけるかのように新型コロナウイルス感染症の拡大による国内需要の停滞等に起因した、農水産物の価格の落ち込みが見られるなど、大変厳しい状況にあるものと認識しております。

この様な中、本年度からスタートした第6次江差町総合計画、第2期江差町まちひとしごと創生総合戦略では、町の活性化を図るためには、地域由来の第1次産業が元気であることが重要であると期待されております。

西海谷議員からは、どの様に農漁業者の声を反映しながら、それを具現化していこうとしているのかというご質問でございますが、議員ご承知のとおり、第6次江差町総合計画については、策定段階において、産業別町づくり懇話会を開催し、農業者、漁業者の意見を拝聴し、それを反映した計画にはなっておりますが、具体的な事業の実施にあたっては、これまで以上に踏み込んだ協議が必要なものと考えております。農業では来年度から始まる北部地区の農業基盤整備事業の受益者負担のあり方や、光回線の整備によるスマート農業の推進。さらには、あらたな地域ブランドとなり得る農産物のあり方等、引き続き生産者と関係機関と協議を進めてまいります。また、漁業では、イカやスケトウダラ等の回遊性資源に依存しない、新たな生産体制づくりが道半ばの状況でございます。このため、ナマコやウニなどの磯根資源の増大に向けた取り組みをはじめ、ヒラメやサクラマス等、地元で水揚げされる水産物の品質の向上に向けた、船上活〆技術等、魚価の価格安定のための取り組みを推進するとともに、新たな生産体制づくりについても、若手を含めた漁業者や関係機関と協議を進めてまいりたいと考えております。

私はこれまでも執行方針等を通じて、足腰の強い1次産業の振興を申し上げてきました。議員ご指摘の地域産業力の強化と地域経済の活性化に向け、多くの生産者の方々と協議を行い、条件が整った施策から適宜実行してまいりたいと考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

(議長)

いいですか。

はい、西海谷議員。

「西海谷議員」

ありがとうございます。町長は本当に農業者、漁業者の現場の方に行ってですね、本当に若い人も含めた声を聞いていると聞いております。

そういう中でですね、やはり今後、農業者漁業者に限らずですね、1次産業、2次産業、3次産業、それぞれこの、産業懇話会を実施しているということでございます。これについてはですね、是非継続して頂きたい。このように考えております。その辺をどう考えるのか。

それから、やはり、今後のそれぞれの産業につきましても、担い手という意味では、経済の安定とそれから、所得の向上を図るといことが最大のですね、次世代へ引き継ぐための条件ではないのかなと、このように思っているわけでございます。従いましてですね、特に若い人達につきましても、今ある事業を本当に伸ばすことに限らずですね、新たなチ

チャレンジをするということに対してもですね、予算であったり、それからしっかりとした支援、行政側もですね、積極的に現場の方にですね、出向いたうえでですね、現場の声を聞きながらしっかりとした支援をして頂きたい。このようなことを含めてですね、来年度以降、どのように考えているのかお聞かせ下さい。

(議長)

産業振興課長。

「産業振興課長」

西海谷議員から2点についてご質問でございます。

まず1点目。産業懇話会の継続でございますが、皆さん新聞紙上でも既にご承知のとおり、現在越前の方で、五勝手屋羊羹の復刻羊羹に向けた紅金時のはんしゅを行っております。先般、メンバーが集まりまして、今回の今後の活動の方針について確認をいたしました。活動については三ツ星スタイルということで、それぞれが光るということで頑張っていこうということで、来年度以降もやるということを確認しております。

それと2点目でございます。所得の向上、1次産業の所得の向上ですが、まずは来年の、農業においては、来年の北部地区の基盤整備が一つのフックになるんだろうなと思っております。これをきっかけにですね、新たなそのスタイル。あるいは新たな作付け品目、そういったものもですね、勘案しながら取り進めてまいりたいなと思っております。

また、浜の方ですが、今年は相当浜の方は厳しい状況でございます。まず、ヒラメ、タコ、2割か3割落ちの値段で取引されておりました、需要が止まるということがこんなにですね、末端まで響くのかなということを現場の担当する者としても感じております。先般、北海道の方からも示されましたが、日本海の漁業はこれから大転換期を迎えるでしょうということです。これまでの回遊性魚種のものから、いかに創り育てるかっていうことに転換していかなければならないということですから、町長の方からもそこはしっかりと現場の声を聞いてですね、形にして下さいという指示を受けておりますので、来年度の予算に向けて、少しそのキックオフとなるような事業を展開できればなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

(議長)

いいですね。

11時10分まで休憩致します。

休憩 10:59

再開 11:10

(議長)

休憩を閉じて再開いたします。

次に飯田議員の発言を許可いたします。

飯田議員。

「飯田議員」

おはようございます。私は第3回定例会にあたりまして、2点について質問をいたします。江差高校生への通学における交通安全対策であります。この件につきましては、昨年第2回定例会においても同様の質問をしております。あえて今回取り上げましたのは、今年に入りまして、6月と8月に通学送迎用の自家用車で大変重大な事故2件が発生したということでもございます。もう一つ、それを取り巻く背景として、管内2つの町が、その通学バス代について支援を4月からスタートしたわけでありまして。これらの背景を踏まえながら、特にこの2つの事故を含めて、江差町として今後通学における交通安全対策はどのように考えているのか、まず質問します。

(議長)

町長。

「町長」

飯田議員の江差高校生の通学における交通安全対策についてのご質問にお答えいたします。議員おっしゃる通り、6月には柳崎町ローソン前の国道交差点での衝突事故と、8月には尾山町の町道においても衝突事故が発生しており、いずれも高校生の送迎中の事故となっております。ただ、事故の原因はいずれも運転手の不注意だと聞いております。

また、通学送迎以外でも町内において数件の事故が発生しております。これを受け、江差町交通安全運動推進協議会長名で、学校を含めた事業所、加盟団体へ、交通安全の励行についての文書を通知し、保護者を含め、会員や従業員への安全運転の励行について周知頂くよう通知をしたところでございます。

町といたしましては、今年度より町広報に交通安全情報コーナーを設け、4月7月9月号で各期における交通安全運動週間での注意事項等の情報発信をしておりますし、街頭啓発や飲酒運転ゼロを目指し、飲食店への訪問啓発等、各関係団体との連携のもと実施しているところであり、引き続き各種の交通安全運動を推進し、交通事故防止に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

(議長)

飯田議員。

「飯田議員」

はい、分かりました。積極的な今後、高校生への通学における安全対策には尽力を願ひ

たいと思います。

それでは2問目に入ります。

ただ今、交通安全につきましては、町長の方から答弁を頂きました。江差高校通学バス代の支援と近隣町の支援対策についてであります。江差高校の通学における、その事故をいかに減らすかということにつきましては、私は一番有効な手立てはですね、やっぱり町としてきちんとバス代の補助をして、一台でも二台でも自家用車による通学、親御さんによる通学を減らしていくという、そういうような手立てが一番有効ではないかというふうに思っております。

また、この質問にも出しているとおり、管内、例えば檜山北高校では、全員に半額のバス代の補助もしておりますし、管内4町につきましても、乙部町がこの4月からバス代の3分の2の補助をしておりますし、上ノ国町も間接的ではありますが半分以上の支援をしております。厚沢部町についてもですね、私も知り合いの議員を通じまして、そういう現状を説明しながら、要請をいたしております。おそらく厚沢部町もそういう方向で検討されるというふうに思っております。これらの現状を踏まえて、教育委員会として、江差高校通学バス代の援助についてどのように考えているか質問を致します。

(議長)

教育長。

「教育長」

江差高校通学バス代の支援と近隣町の実態についてのご質問でございます。

まず、バス代についての支援や安全上有効の対策を検討すべきことのご質問でございます。で、先ほど町長から通学時における自家用車による送迎の際における、交通安全対策についての答弁がございましたが、教育委員会としても町と連携して、保護者に対して交通安全の励行について啓発を行ってまいりたいと考えております。江差高校においても、生徒の安全確保ということから、生徒への指導、そして保護者に対しましても、送迎時の交通安全について啓発をしていると伺っております。

次に、保護者へのバス代の補助制度を設け、経済的負担の軽減及びバス通学者の増加により、交通量を緩和し、通学時の交通安全確保が図れるのではないかという質問でございますが、バスが利用されない理由として、保護者の経済的負担の他、大きな理由と致しましては、バス運行便数そして運行時刻の関係から、部活動をはじめ各種行事等の教育活動のニーズに対応しきれないことが、バス利用が進まない原因に挙げられております。今後、生活バス路線の確保をする中で、路線バスの利用促進について通学費助成を含め、総合的に検討すべきものと考えております。

次に江差高校の通学区域の4町及び檜山北高校の支援実態を鑑み、教育長の見解についての質問でございますが、まず4町の支援実態でございますけれども、上ノ国町は上ノ国高

校へのバス通学生に対して、そして乙部町は江差高校への自町バス通学生に対し、今金町、せたな町は檜山北高校でのバス通学生に対し、それぞれ定期券代の2分の1から8割の助成を実施しております。

私としては、教育的観点から道内道立高校の再編整備が進められる中、地元中学からの進学率を向上され、高校の間口維持を図ることが課題であり、これまで以上に生徒や保護者が江差高校に入学したい。させたいと思えるよう、高校が取り組む魅力づくりや特色づくりに対しての関わりを検討すべきものと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

(議長)

いいですか。飯田議員。

「飯田議員」

はい、再質問。ただいま大変こう前向きな答弁を頂きましたけれども、やっぱり管内の実態を見ましてもですね、例えば具体的に江差高校に通われる中で、乙部町が3分の2の補助、上ノ国もやっぱり地元のこの、上ノ国かみゆう券というものを活用すると、実質的には半分以上の江差高校通学生に対する補助になるんですね。例えば、江差高校に通う生徒さん、親御さんの立場にするとですね、同じ高校に通う中で、出身地によってやっぱりそういう通学費用について格差がある。公平感に欠けるという見方もできるわけでありませう。私、これまでのですね、太田教育長の教育施策を見ましてもですね、子育て支援、特に学校教育関係の整備についてはですね、積極的に取り組んできたことに対しては、町民からもですね、大変高い評価が頂いて、聞こえてまいります。例えば、今回のコロナウイルスの関係で、網戸の全校生徒に設置も致しましたし、トイレの洋式化についてもですね、いち早く取り組んでほぼほぼ小学校の教育課題は整理をされましたとっております。中学校についても、江差中学校は新設ですから問題ないとして、あとは高校ですよ。これは積極的に取り組むべき、私は事項だと思っております。再質問ですから課長がお答えになると思いますけれどもですね、少なくとも4町の教育長、課長さん方ですね、連携を取りながら、函館バスと協議をしながら、そういうような一歩でも二歩でも前へ進む手立てを、私は必要だというふうに考えております。先ほど申されましたけれども、道立高校の廃止計画についても、おそらく3、4年後にはまた生徒数が減りますんで、おそらくまた一間口減という話題が出ると思っておりますけれども、このような、要するに高校に対する自治体の支援というものが、道教委にとっては間口を維持するための大きな手立てになるというふうに考えております。これはですね、ただたんにバス代の補助というのは、保護者や生徒さん達の経済的な対策の助けになるばかりでなくて、間口の問題、函バスさんとも私も何度もお話しをしましたけれども、もし、3町含めて江差町がそういう方向で実現するのであれば、バスを利用する方が大幅に増えるわけでありませうから、例えば、帰り、部活

やなんかで便が、バスが足りないという部分については、お話しをして改善の余地がありますと、そういうようなお話もあるわけですからね。やっぱりきちんと関係4町、教育長、課長、そういうような協議をしながらですね、函バスさんとも協議をして、やっぱり実態を調べていく必要があると思いますけども、そういうような考えがあるかどうか、答弁を願いたいと思います。

(議長)

はい、教育長。

「教育長」

あの、ただいまの飯田議員のご質問でございますけれども、江差高校を充実するための支援策が必要だろうというふうな部分については、私も十分認識しております。それについては、同感でございます。それでですね、このバスの通学費の助成につきましては、これに限らずですね、江差高校の、先ほどの答弁でも申しましたけれども、魅力づくりのために通学費助成、保護者負担の軽減、これも含めてですね、江差高校というもの、例えば部活動の充実でありますとか、あるいは進学、あるいはですね、就職等の、それぞれ生徒がですね、目標をもって江差高校に入学するわけですから、これらがですね、きちっとかなえられるような、そういった支援策がどうなのかというものを検討しながらですね、管内の関係、教育長ともですね、話し合いながらですね、この辺りは検討してまいりたいと思いますので、ご理解をお願いいたします。

「飯田議員」

はい、よろしく申し上げます。

(議長)

はい、いいですか。

以上で、飯田議員の一般質問を終わります。

(議長)

次に萩原議員の発言を許可いたします。

萩原議員。

「萩原議員」

私の方から質問させていただきます。

旧江光ビル跡地についてでございます。本年3月に作成された第6次総合計画や江差町マスタープランがスタートしましたが、様々な計画の中から、旧江光ビル跡地について3

点伺います。

旧江光ビル跡地については、ビル解体後、商工会総会にて会員から何度か質問を受けております。町政執行方針で旧江光ビル跡地の活用に関して、関係団体等との協議を進めるとあるが、商工会は二度にわたり調査を行ない、提言書を町に提出しているが、今後、どのようなことを協議していくのか。

2点目。町長は選挙公約に挙げたスポーツジムと交流スペースの複合施設と、公約に挙げていましたが、現時点でも考えているのか。

3点目。解体されて5年の月日が経つが、今後どのようなスケジュールで進んでいくのか、伺いたします。

(議長)

はい、町長。

「町長」

萩原議員からの江光ビル跡地活用に関する現時点での考えと今後のスケジュールについてのご質問にお答えいたします。

私はこの間、江光ビル跡地の活用について議会で質問を頂くたびに、第6次江差町総合計画や都市計画マスタープランとの整合性を図りながら、整備方針を固めるとしてきました。今般のご質問の第1点目は、これらの計画について、この4月から動き出しており、整備方針がどうなっているのかとの主旨だと理解しております。跡地に関して、総合計画の重点施策としては、商店街の拠点化の主たる事業として、あるいは土地利用の観点からは、エリア全体としての公共性と経済性を意識した利活用が必要とされております。

また、都市計画マスタープランでは、多世代の交流を中心とした街中に人が集まり、散策でき、経済活動に繋がる拠点としての整備が方針として位置付けられております。これらを意識したうえで、本年度内に整備のあり方をお示しし、議会との協議を重ねながら方針を決定してまいりたいと考えております。

次に、江差商工会から頂いた提言及び私の選挙公約にかかるご質問でございますが、今後における具体的な土地利用や施設整備方針は、商工会からご提案頂いた5つのパターンから外れるものではございませんし、私が選挙公約で掲げた利活用の内容を基本としていくところでございます。いずれにいたしましても方針が確定いたしましたら、議会はもとより商工会等、関係先との協議を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解頂きますようお願い申し上げます。

(議長)

はい、萩原議員。

「萩原議員」

再質問いたします。江光ビル解体後ですね、今まで活用方法というのは、駐車場だったり、花壇、あとクリスマスのイルミネーション。あと軽トラ市。ラジオ体操等でございます。先ほど特別委員会の委員会報告の中で、中央商店街の振興策の重点課題としての地域の高齢者、子ども達が集う法華寺通り商店街と連携した賑わいの場となり得る空間というような報告もあります。また、コロナの影響により、経済状況や新生活様式を考えますと、商工会の調査報告書の中で5つのパターンがありましたけども、その中で、イベント広場や厨房付きの交流ホール、待合ギャラリー、トイレや駐車場という内容のイベント施設が、整備費やランニングコストも抑えられて、私はその方向で良いのではないかと考えていますが、いかがでしょうか。

(議長)

副町長。

「副町長」

町長も答弁したとおり、商工会さんから頂いている、5つと言いましたけども、あのパターンから外れるということは、ないだろうなど。それで今回初めて、特別委員会の報告もあったように、あとは町の決断ということが盛られてございます。今回、町長からも年度内にこれこれこういったものをお示ししつつ、あそこの跡地活用を協議して、いわば、要は予算化が、当初予算になるのか、来年度の途中になるのか、それは別として、年度内に町の考え方をお示しして、議会と協議をさせて頂く。以上でございます。

(議長)

いいですか。

はい、以上で、萩原議員の一般質問を終わります。

(議長)

次に、小林議員の発言を許可致します。

「小林議員」

議長。

(議長)

小林議員。

「小林議員」

早速、質問に入らせて頂きます。宜しくお願い致します。

まず一つ目です。認知症対策について、質問させて頂きます。2016年のJR認知症事件以降、認知症を患う方への対応が、行政課題としても大きくなっています。高齢者介護問題において、誰も取り残さないSDGSの理念のもと、また、認知症施策推進大綱、新オレンジプランなど、整合性を持った、この共生と予防、この2つが基本的な考えだと思います。今回は、共生の部分にスポットライトを当てて質問します。

今後、どのように取り組んで行くのか、住み慣れた地域で安心して、老後が過ごせるのか、高齢者の皆さまにとっても大きな関心事であります。認知症の場合、多くが徘徊などから、行方不明、24時間の介護の対応、これは家族では非常に困難で事実上不可能と言えます。報道などからも、行方不明、無意識のうちに発生させる器物損壊、認知症が原因と見られる交通事故などが明らかになっています。全国の事例では、徘徊高齢者の見守り事業がおこなわれたり、これらの事故に対する損害を保障する認知症損害賠償保険制度を導入する自治体も出て来ております。当町として、この認知症対策についてどのようなビジョンを持っておられるか、以下、質問致します。

1つ目です。介護保険、要介護認定者のうち、認知症あるは認知症の疑いのある方は、何名程おられますか。

2つ目に、過去5年程度、町内で認知症によると思われる、事故、事件、トラブルの発生件数を把握されているとしたら、何件程ありますか。

3番目です。江差町では、認知症サポーター養成や、見守り支え合いネットワークに取り組んでおりますが、徘徊対策として、どのように取り組みを行っているのでしょうか。

4つ目に、現在、高齢者認知症賠償保険に加入している自治体数、把握しておられますでしょうか。

5つ目。今年、8月1日、愛知県東浦町が認知症高齢者等賠償事故補償制度をスタートさせました。当町も東浦町に類する保険制度を検討すべきと考えますが、如何でしょうか。お願い致します。

(議長)

町長。

「町長」

小林議員からの当町における認知症対策の現状と今後のビジョンに関する、5点のご質問にご答弁を申し上げます。

まず1点目の、介護保険要介護認定者のうち、認知症あるいは、認知症の疑いのある方の人数でございます。8月末現在、主治医意見書診断名の欄に認知症との記載があるのは、251人。認知症の診断名は無いが、心身の状態に関する意見欄に、認知症の症状や行動

が見られる記載があるのは、20人となっております。しかし、この方々全てに徘徊行動が認められてたものでは無く、認知症には様々な症状があることをご理解頂きたいと思えます。

2点目の過去5年間における、認知症が起因する事故、事件の発生事例はございませんが、専門職だけでなく、近隣住民や警察、消防が参加して開催された個別地域ケア会議の中には、認知症が関係し、対応した相談事例は16件あると伺っております。

3点目の徘徊対策につきましては、認知症という症状や、当事者及び当事者家族への理解を地域に普及定着させて行くために、認知症サポーター養成講座を開催し、延べ734人に受講して頂いております。見守りに関しては、江差町見守り支え合いネットワークチームえさしには、町内96の関係機関、事業者などが登録し、高齢者に関する異変を感じた時には、地域包括支援センターに情報を集めて頂く流れが出来上がっております。また、搜索を協力要請する場合は、ファックスを一斉送信する仕組みになっており、その送信テストを兼ねて、毎回認知症カフェの開催案内を一斉送信しており、その都度、認知症の理解を深めて頂く情報発信にも取り組んでいるところでございます。

4点目、5点目の高齢者認知症賠償保険に関するご質問について、ご答弁を申し上げます。令和元年12月末の情報では、全国39の市町村でしたが、今年、8月に愛知県東浦町でも、導入されたことにより、40の市町村に増えたというふうに聞いております。自治体の賠償保険制度導入につきましては、非常に興味深い先進的な事例だと認識しておりますが、江差町と致しましては、認知症が要因となるような困りごとが生じた場合には、地域包括支援センターが医療介護など、適切なサービスに結び付けております。また、事例の内容に応じて、個別地域ケア会議の開催や、認知症初期集中支援チームによる早期対応、早期支援を機能させております。従って、今後もより一層、関係機関と連携し、認知症理解と普及に努めて参りたいと考えておりますので、ご理解願いたいと思えます。

(議長)

はい、小林議員。

「小林議員」

はい、再質問させていただきます。新オレンジプラン、拝見しました。7つの方針、柱と申しますか、基本的な考えとして、その1、2くらいは江差町も取り組んでいるなあという感じはしています。次のステップに、やはり、進んで行かなければ行けないんじゃないかなあという、思いです。まず、共生暮らしやすいまちづくり、ハード面、ソフト面どちらでも構いません。何かお考えがありましたら、お知らせ下さい。

(議長)

高齢あんしん課長。

「高齢あんしん課長」

新オレンジプランにある、7つの柱を基本にしながら、今後の認知症対策についてという、ご質問かと思えます。基本につきましては、私達、包括支援センターとしましては、認知症対策というのは、一番は、理解だと思えます。やはり、認知症になることを防ぎたいというのがありますし、認知症の家族がいた場合、隠したいとかという、そういう非常に理解を必要とされる分野だと思っておりますので、認知症対策につきましては、これからも認知症になっても変わらない暮らしが出来る、認知症に優しいまちづくりが浸透出来るように、色んな機会、特に今は、認知症カフェというのを、毎月のように開催しております。こういうところに参加して頂き、認知症家族に方、本人であったり、関係者の人達にも、もっともっと理解をして頂けるように、これからも周知しながら、皆さんと手を取り合いながらやって行きたいと思えますので、ご理解頂きたいと思えます。

(議長)

いいですか。

「小林議員」

はい。

(議長)

2問目。

小林議員。

「小林議員」

はい。議長。

分かりました。次のステップに向けて、是非、色々と、皆さんと考えてより良いまちづくりにして行きたいと思えます。

2番目です。今後を見据えた季節性インフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症対策についてであります。季節性インフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症対策本部が、8月28日に感染防止と経済活動との両立を目指すための7本の柱をもとに、新たな政策パッケージを固め、また、9月4日には、季節性インフルエンザの流行と新型コロナウイルス感染症の同時流行に備えて、発熱患者は、最初に掛かり付け医など、身近な医療機関に電話で相談出来る体制を10月末迄に整備するよう、都道府県に通知されています。以上を念頭に質問をさせていただきます。

1つ目。同時流行となれば、医療機関に中々電話が繋がらないとか、速やかな医療提供に支障をきたすなどの想定が最悪の場合されます。町は、保健所や医療機関と連携を取り

ながら、相談体制を構築して行く必要があると思いますが、現段階での見通しを伺います。

2つ目です。情報が刻々と変わっていますが、もし、世帯主が検査、隔離、入院した場合、同居の家族、保育園児や、児童等、高齢者などの生活がどうなるか等のシミュレーションなど、対策マニュアルまたは、ハンドポケットブック、そういった物での、各課合同で情報共有がされているのか、また、該当する症状が出た方に、不安を与えないよう、これらのシミュレーションやマニュアルにもとずき、正しい情報のアナウンスを町民に積極的にすべきと考えますが、如何でしょうか。

(議長)

町長。

「町長」

小林議員のご質問にお答え致します。10月以降の発熱温などの症状がある方の相談体制についてのご質問でございます。9月4日の国の対策本部からの事務連絡、次のインフルエンザ流行に備えた体制整備についてが、都道府県に通知されており、インフルエンザ流行時期においては、発熱患者が増加することが想定されるため、発熱に関する相談等は、現在の相談窓口になっている、帰国者、接触者、相談センターを介さず掛かり付け医など、地域の身近な医療機関等での、電話相談を行い、検査、診療が出来る医療機関に繋げる体制を構築するという内容でございます。江差保健所におきましては、管内医療機関に対して、新たな相談体制構築についての情報提供や、地域状況に合った相談体制等についての協議、働き掛けを行っていることを確認しております。

繰り返しになりますが、新たな相談体制につきましては、まずは、掛かり付け医、相談先に迷った場合は、受診相談センターに電話相談をして頂くこととなりますが、議員がご心配されるように、発熱患者が増加すれば、医療機関に電話がかかりにくい状況になることも想定されます。町と致しましては、必要に応じて、発熱、相談機能の一部を担うことも考えられますので、江差保健所主催で定期的で開催されている、江差保健所と管内保健担当課長会議等を通じ、江差保健所と情報共有、連携を図り、取り進めて参りたいと考えております。

小林議員の2点目、新型コロナウイルス感染症の正しい情報の周知についてのご質問でございます。幸いにも、現在まで、江差町において、新型コロナウイルス感染者は確認されておりませんが、いつ感染者が確認されてもおかしくない状況であるという危機感もっております。町と致しましては、緊急事態宣言が解除され、新型インフルエンザ特措法にもとづいた、対策本部が解散後も、任意の対策本部を必要時開催し、役場内での情報共有に努めておりますし、学校や保育園等は、文部科学省や厚生労働省からのガイドラインや、マニュアルに沿って、感染予防に努めているところでございます。また、感染者が、確認された場合でございますが、感染者の濃厚接触者への検査や受診、入院調整につつま

しては、江差保健所が対応を行います。家族構成、職業、症状等によって、変わって参りますし、診療につきましては、医師、判断になりますので、感染者によって、対応はケースバイケースとなりますので、個々のシミュレーションを行うことは、非常に難しい課題であると考えております。町と致しましては、感染者や濃厚接触者の状況に応じ、江差保健所の指導、助言を頂きながら、対応して参りたいと考えております。

議員ご指摘の情報提供につきましては、随時、広報やホームページ、SNS等で、周知して参りましたし、依頼があった老人クラブの集まり等で、情報提供をして参りました。次々と新しい情報が入ってくるため、タイムリーな提供になっていないこともあるかと思いますが、出来る限り、早く、正しい情報を町民に周知出来るよう、努めて参りますし、1問目のご質問の内容である、新しい相談体制につきましては、道の体制が整備され次第、速やかに町民に周知したいと考えております。併せて、新型コロナウイルス感染症に関する正しい情報等の提供に関しましては、広報やチラシによる全戸配布が基本となりますが、緊急性の必要があると判断された場合には、これまでも数回実施しておりますが、町広報発行とは別に、町対策本部独自のチラシ、全戸配布も考えて参りますので、ご理解願いたいと思います。

「小林議員」

以上です。

(議長)

いいですか。

「小林議員」

はい。

(議長)

はい。小林議員の一般質問を終わります。

(議長)

次に、小梅議員の発言を許可致します。

小梅議員。

「小梅議員」

はい。

それでは、日常生活の中で身近に感じている問題、3問を質問させていただきます。

まず、1問目です。健康寿命と生きがいづくりについてでございます。人生100年時

代を迎え、国は健康寿命を3年延ばそうと、目標を掲げています。生きがいをもっている人は、元気だって今迄言われて来ました。そのために、仲間と支え合って、趣味を楽しみ、グループ活動、社会活動へ参加し、地域の一員として、居場所を求め、生きがいを感じて生活して参りました。それが、コロナ禍により一変し、全ての活動が自粛で行動も制限され、その上、コロナ感染への不安も重なって気持ちが滅入りがちです。自粛期間中に出不正になり、世間との関りを断ってしまえば、孤立し、うつ状態や、認知症の進行、身体能力の低下、特に気力の落ち込みが気になります。ただでさえ、外出を控え目にする、これから迎える冬場に当って、このまま引き籠り状態が続く高齢者が増えないように、周囲での支えとか、目配りがより以上に必要と思うのですが、何らかの対策は、考えてますでしょうか。

(議長)

町長。

「町長」

小梅議員のご質問にお答えします。コロナウイルス感染症により、これまでのような生活が出来なくなっている状況の中で、どのように町民の健康の維持増進を図るのか、特に高齢者への対策については、周囲の支えが必要と思うが、どう考えているのかという趣旨のご質問と理解し、ご答弁を申し上げます。

緊急事態宣言が解除後の6月から、段階的に介護予防事業を再開しておりますが、中々、元通りの参加人員になっていないというのが、現状でございます。そういう中で、生活支援体制整備事業のタウンミーティングを開催したところ地域からは、隣り近所で誘い合っ、買い物に行ったり、楽しみたいという声を聴くことが出来ました。これを受け、タウンミーティングに参加していた、江差町社会福祉協議会が、その声に賛同してくれたことによって、異動サロンという形で、その声がさっそく具現化されたところでございます。高齢化や担い手不足で、各町内会、自治会や、個々の老人クラブだけではなく、実現しにくくなっていることでも社会福祉協議会のような組織が支援してくれることや、地域食堂と言った、地域資源化が結び付くことで、地域の自主的な活動が出来ることを実証することが出来ています。高齢者の健康づくりには、社会参加することが非常に効果的であると言われておりますが、今後も、町内各地域における介護予防事業を実施し、それと並行して、地域が主体となった活動を取り戻せるよう、まちづくりカフェ、タウンミーティングを通じて、町内に点在している地域資源を結び付けることや、より一層、社会福祉協議会とも連携協力して、町民が支え合って活力ある生活が出来るよう取り組んで参りたいと考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

(議長)

いいですか。小梅議員。

「小梅議員」

はい。大変、いい取り組みだと思います。これからも、どうぞ、続けて行って欲しいと思います。

(議長)

はい、2問目です。

「小梅議員」

カナカナ用語の使い過ぎについてでございます。日本語を忘れてしまうカタカナ語という、川柳を新聞で目にして、ああやっぱりなあって、自分と同感の思いでございました。テレビも新聞もカタカナ語とローマ字、アルファベットが溢れてまして、私方にとっては、意味不明の新しい用語とか、表記に高齢者は本当に悩まされています。事に、コロナウイルスのニュースが出てからは、聞きなれない用語がいっぱい、ただでさえ分からないのに不安が広がります。日本語でも十分分かる表現をどうしてそのままカタカナで表記するのかなあ、時代の流れで仕方がないと理解しながらも、これからの生活様式の変化や文明の利器の発達と共に、益々、多様な用語や表記が多くなると推察されます。せめて、行政から示される大切なお知らせは、誰でも分かる日本語、優しい用語の表現を用いて、カタカナ用語を使い過ぎないような配慮が必要と思いますが、如何でしょうか。

(議長)

はい、町長。

「町長」

小梅議員の2問目にお答え致します。カタカナ用語の使い過ぎとのご質問でございます。議員ご指摘のとおり、新型コロナウイルス関連だけでも、ソーシャルディスタンス、クラスター、オーバーシュート、ロックダウン、パンデミック、など、沢山の新しいカタカナ語や横文字がニュースや紙面で多様されています。町から発行される広報紙やホームページについては簡潔には分かりやすい表現をすることで、行政情報を伝える必要があり、なるべく日本語表記をするよう努めておりますし、各課より発出される通知文書におきましても、分かりやすい日本語表記を心がけて参ります。

なお、どうしても専門のカタカナ用語を使わなければならない場合には、全てということには行きませんが、可能な範囲で注釈をつけるなどの配慮をして参りたいと考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

(議長)

はい、いいですか。

「小梅議員」

はい。分かりました。宜しくお願い致します。

(議長)

はい、3問目。

「小梅議員」

はい。それでは、3問目です。祭りばやしの発表会は如何かということでございます。一番賑わうはずの祭りも無いまま、静かに夏も終わりました。子ども達はじめ、多くの町民は寂しく思っていることでしょう。今は無理かと思いますが、コロナウイルス感染の広がりやを考慮しながら、冬期間に子ども達による祭りばやし発表会の開催は如何でしょうか。閑散期の施設活用にもなるし、子ども達の元気、地域の一体化、祭りふるさと再認識のもととなる大切なことです。実は、昨年暮れに行われた町民グループによる年忘れ大演芸会のおり、姥神大神宮御渡祭が道の文化財認定を受けたこともあり、愛宕町の子ども達が舞台上で、祭りばやしを披露してくれました。見物のお母さん達は、こんなにもゆっくりお囃子を聞いたことがない。心に響きます。感動しました。いつも忙しく、わさわさしている時に、あ、山車が来たなってただなんとなく音は聞いているんだけど、はっきりこう、ゆっくり聞いたことがない。もの凄く喜ばれました。子ども達に意見を聞いたところ、こんなやり方もいいねって。小中高校生、共々に本当に楽しそうでした。こんな事例もあることから、本祭りが中止になった今年こそ、多くの町内による祭りばやしで盛り上がって、元気になってもらいたいなって思うのですが、如何でしょうか。

(議長)

はい、町長。

「町長」

小梅議員の3問目、姥神大神御渡祭の祭りばやし発表会の開催をしたらどうかというご質問にお答え致します。本年は、新型コロナウイルス感染拡大の影響から、姥神大神宮御渡祭が中止になったところであり、毎年各町内の練習で聞こえてくる祭りばやしの音色が聞こえて来なかったことは、大変寂しくも思っております。町としても、御渡祭の中止に伴い、国の地方創生臨時交付金を活用し、町内外の方々に少しでもお祭り気分を楽しんで頂けるよう、観光ポータルサイトに祭りの様子を撮影した動画の掲載や、祭りばやしを体験出来るコンテンツの作成の他、消費拡大に向けたキャンペーンなど、新たな取り組みを

実施して来たところでございます。祭りばやしは、各山車、保存会等が主体となり、保存伝承しており、毎年、祭りばやしコンクールに向けて、一生懸命練習しているところですが、今年は、御渡祭中止により練習も出来なかったことは、子ども達にとっても残念なことですが、お祭り期間以外にお囃子に触れる機会があるということは、大変良いことと思います。一方で、新型コロナ感染予防の観点から、子ども達だけではなく、準備や指導する方々が集まることへのリスクや、不安を始め、山車関係者の事前の練習の管理などの負担も考慮しなければならないものと考えております。いずれに致しましても、御渡祭の運営主体である、姥神大神宮祭典協賛実行委員会に対し、主旨をお伝えしながら、各山車保存会や、関係者の意見等を踏まえ、実施の有無を含めて、今後、どのような取り組みが出来るか協議して参りたいと考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

「小梅議員」

はい分かりました。

(議長)

いいですね。

「小梅議員」

終わります。

(議長)

はい。以上で、小梅議員の一般質問を終わります。

午後1時迄、休憩致します。

休憩 11 : 52

再開 13 : 00

(議長)

休憩を閉じて再開いたします。

一般質問から入ります。

次に、出崎議員の発言を許可いたします。

出崎議員。

「出崎議員」

北の江の島構想が今年度から開始している、第6次総合計画に重点施策として位置付けられ、実施計画に移行する運びとなりました。議会に設置された総合計画等特別委員会においても、周辺地も含めゾーンごとの整備について具現化のために議論を重ねました。そこで、かもめ島本体の活用方針について、町長のお考えをお伺いいたします。これまで議

会等における議論では、かもめ島本体は自然環境を保全し、歴史的遺産として後世に残すという意見が主流のように感じております。この町は海岸に立地しております。山があり海があり、近くに島があって、今時の言葉で言えば三密の世界です。この地の特色は、この立体的な三次元の地形にあります。私も長く地域計画の仕事をしてきましたけれども、北海道においてこのような場所を知りません。いにしえの人達は、困難を克服して蝦夷地へ渡ったおり、この地の特色に着目し、それを活かしてここに町を造りました。それが先人の知恵です。私達が真に学ぶべきはこの積極的な創造の精神ではないでしょうか。江差町の現状を考えた時、単に先人の遺産としてその恩恵を被るだけでは、少し情けない気がします。例えば、島の上へのアプローチにしても、今の段階だけでは高齢者のアクセスが困難になってきます。これからは町民もそして観光客も高齢化してきます。先日の映写会のようなイベントにおいても、高齢者の参加が制約されてしまうのではないのでしょうか。昔と今の大きな違いはなにか。それは科学技術の進歩にあります。整備の仕方によっては、お金も時間も要することになります。しかし、まずはビジョン。どんな島が望ましいのか、町民の為の島のあるべき姿を追求し、その上で現在の科学技術を駆使して、魅力ある島の実現を図る。そう願うものであります。道立自然公園特別地域の制約の中で、残すべきものは残すとして、遺産として活用するだけでなく、私達の町民の資産である島本体を、町づくりのために積極的に活用するべきと考えますが、町長の所信をお伺いいたします。

(議長)

町長。

「町長」

出崎議員からのかもめ島を町づくりのために積極的に活用すべきでは。とのご質問にお答えいたします。かもめ島は江差町のシンボルであり、議員ご指摘の主旨にもありますとおり、この町の歴史を作り上げた主要な資源であります。ご高齢者の皆様からは、直接または間接的に、愛着あるかもめ島へ気軽に登れるようにならないかという声を、少なからず、そういう声が少なからず寄せられていることも承知しています。

とは申しましても、例えばスカレーターのような構造物を島に整備するのは、この町の自然環境を考慮すると、現実的ではないと感じています。私は、かもめ島上の展望や解放感、あるいは歴史的史跡等といった独特の魅力によって、観光客は元より、キャンパー更には町民においてもまだまだ多くの方々に目指して頂ける場所であると確信しています。そういう意味では、現在の自然環境を著しく変化させることはなく、今よりも、上り下りが楽な対応策が無いか、あるいは島上で不便なく楽しめるための環境について、若干の整備が必要と考えております。いずれにいたしましても、出来るだけ早い時期に島上で計画を阻害する建物の撤去をはじめ、訪れた方々が楽しめる魅力向上のあり方について、整備方針を検討し、ご相談させて頂きたいと考え下りますので、ご理解願いたいと思います。

(議長)

いいですか。

出崎議員。

「出崎議員」

はい。再質問ではないんですけども、私としてはより積極的な活用を望むものですが、新しいまちを標榜する江差としては、その新しいまちの部分、これをどこにどう実現するかということについてですね、かもめ島の活用がありえるのではないかというふうに考えております。

町長の意見をお伺いしましたので、質問はこれで終わります。

(議長)

答えいりませんか。

「出崎議員」

はい、いらないます。いりません。

(議長)

はい、以上で出崎議員の一般質問を終わります。

次に大門議員の発言を許可いたします。

「大門議員」

はい、議長。

(議長)

はい、大門議員。

(「議長」との声あり。)

「室井議員」

議長、議事進行。

(議長)

はい。

「室井議員」

再質問でないという、質問ってあるんですか。なぜ止めないんですか。再質問でなかったら。無駄にしゃべっていいんですか。

(議長)

はい、分かりました。

「室井議員」

議長と議運の委員長でちゃんと連携してやりなさい。

(議長)

はい、分かりました。

出崎議員。今の言ってるのはですね、意見とかってことは言うのは駄目だと。よって私もですね、親切にしたんですけども、そういう意見がありましたので、質問以外に意見を言うということについては、これは私は今度は受けませんので、ご理解をして頂きたい。

(議長)

次に大門議員の一般質問です。

はい、大門議員。

「大門議員」

はい。私からの質問はですね、町道尾山田沢線雨水排水について質問いたします。

田沢橋の尾山町側にある山端宅前の雨水排水溝は、降雨量が多い時、排水が間に合わなく溢ます。住宅前が浸水する状態になります。現在は、降雨が予想される時に土嚢積みにて対応しておりますが、住民の方は不安で寝れない時も有るとの声があります。ついては、排水溝の改良が必要と考えますが、今後の対応について検討がなされているのか伺います。

(議長)

はい、町長。

「町長」

大門議員からの町道尾山田沢線の雨水対策についてのご質問に対しまして、ご答弁申し上げます。議員ご指摘の箇所につきましては、過去の降雨時において、町道の排水が飲み切れず、道路に接する周辺地域が浸水するなどの被害があったことについては、承知をしているところでございます。当時、周辺道路排水のほとんどが当該箇所に集中する状態と

なっており、これまで周辺道路の排水を分散させるための対策などの措置を講じてきたところでございます。その結果、この数年の降雨におきましては、浸水被害等は発生しておらず、一定の効果が得られているものと考えております。しかしながら近年の全国的な異常気象による短時間で集中して降る、いわゆるゲリラ豪雨等が各地で発生している状況であり、議員ご指摘の箇所を含め、町内の複数の注視すべき箇所もございます。今後につきましては、これまで同様、土嚢の配置等、防災減災対策等各関係課が連携して対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解を願いたいと思います。

(議長)

大門議員いいですか。

「大門議員」

はい。

(議長)

以上で大門議員の一般質問を終わります。

(議長)

次に、小野寺議員の発言を許可いたします。

小野寺議員。

「小野寺議員」

3点質問いたします。まず、最初に、今、テレビ、新聞でも賑わしておりますが、核ごみ、いわゆる高レベル放射性廃棄物について、町長の認識をお聞きしたい。この問題について、取り上げていきたいと思っております。

ご承知のとおり、この問題、国と電力会社、今、原発利用を推し進めております。そして、処理困難な核のごみ、これを大量に今、発生させてきております。その責任を棚上げにして、処分場を自治体に押し付けようとしていることが、今、この問題の背景にあると私は思います。いわゆる、この高レベル放射性廃棄物、核ごみ、この最終処分場は、2002年から公募してきておりますが、全国で住民の反対が強くて、受け入れた自治体はありませんでした。ヨーロッパ、アメリカも含めて、地層処分が想定されておりますが、ここが違うのは、日本列島、4つのプレートがぶつかりあって、地殻変動が大変活発なところであり、ヨーロッパ大陸と日本とは、地層の安定性が大きく異なっております。見えている火山や活断層さえ避ければいい、そういう今、政府の考え方は、あまりにも安易な、そして、無責任なことであると思っております。ご承知かと思っておりますが、日本学術会議、こういう団体がありますが、ここで地層処分について、万年単位に及ぶ超長期に渡って安定した

地層を確認することに対して、現在の科学的知識と技術的能力では、限界があることを明確に自覚する必要がある。こういう警告をしておりました。2012年の9月であります。そして、ここで処分のあり方についても提言しております。これは、2015年の4月であります。私、この問題で今、問われているのは2つあると思います。1つは今、日本の政府が法律でこれを決めている最終処分場、この地層処分、地下に埋める、地層処分、これを法律で決めておりますが、私は、科学的にも確立されていない、こういう方法、再検討をすることを、まず政府に求めること。そして、2つ目には、今言いました、技術的に確立していない、そして、もしくは見通せない地層処分、方向性が打ちだされている自治体が今、あるとすれば、ましてや、距離的にそれほど近く離れていないそういう自治体であるのであれば、私は、江差町民の生命、財産を守る責任がある町長として、問題点をしっかりと指摘して、そういう動きに対して反対すること、このことが求められると思いますが、このことについて町長の認識を伺いたいと思います。

(議長)

はい、町長。

「町長」

小野寺議員の核のごみに関する認識についてのご質問にお答えいたします。

町民の生命、財産を守る責務を負うと同時に、日本国憲法第92条の地方自治の本旨に基づいた、運営が求められる地方公共団体の長として、ご答弁を申し上げます。

原発から発生する高レベル放射性廃棄物の最終処分場建設を誘致することを検討することは、江差町としては全く考えてございません。国が定めた選定プロセスの中の調査への応募を検定することも、まちづくりの選択肢として持っていません。その上で、まず、最終処分方法の再検討を政府に求めること、というご質問でございますが、私自身、十分な科学的知識を有している訳ではなく、勉強している段階であるということをご理解頂きたいと思います。ただ、既に存在する核のごみの処理の議論を何も考えずに頭から反対したり、むやみに次世代の人達へ先送りしたりすべき問題でも無いと考えています。今後も、核のごみを抱える現代に生きる政治家の1人として勉強して行きたいと考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

また、今回のご質問は、先に文献調査への応募を検討していると表明した、道内自治体を念頭におかれていて、議員は問題点を指摘し反対すること、とのことですが、現在、まさに、その町の住民によって賛否の議論が進められている段階です。その議論の推移を注視して行くことが、必要であると考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

(議長)

はい、小野寺議員。

「小野寺議員」

この問題について、再質問したいと思います。

江差町長として、この江差の町民の命、暮らしを守っていく、そういう立場で今、国が文献調査進めているこのことについて江差町としては、考えない、選択肢としても無い、このことについては、大いに評価するものであります。ただ、これから町長、色々研究して行きたいという話がありましたが、現時点で国が地層処分として法律を定めて決めています。その地層処分、地下深く埋設する、このことについて、しっかりと自治体としても、一定の見解を持たないと、先程言いました、先送りすればいい、そういうことを、例えば先程の日本学術会議、言ってる訳ではありません。今日時間ありませんから詳しくは述べませんが、今の、この地層処分についての問題点を、色々、他の団体も含めて、指摘しております。それを、もしかしたら、お金をぶら下げて、地方自治体に押し付けようとしている、そういうことについては、私は、江差町も含めて、地方自治体がしっかりと、その問題点を指摘して行く。他の自治体のことはともかく、それは、町長の立場分かります。しかし、自分の町の考え方として、しっかりとその地層処分の科学的に確立していない、そのことについて、しっかりとした考え方も色んな文献等々から私は表明する、このことは町民の命、暮らしを守ることにとっても、大事なことだろうと。もしかしたら、色んな団体から、是非、江差町でやってくれないか、等々で迫られることだってあるかもしれない。そのことについて、自治体として、しっかりとした立場を示す。そういうことについても、私は、町長の立場が大事だと思いますが、その点についてどのようなお考えあるかお聞きしたいと思います。

(議長)

はい、町長。

「町長」

今、核のごみの処分についてのご質問、受けております。ただ、これは、日本のエネルギー政策全体の中で考えて行かなければならない問題の中の、大きな問題の1つだと私は認識しております。では、原発、このことについてどう考えるのか。まずは、そこから基本が始まるんだらうと思っております。2011年の東日本大震災の後、大きな福島第1原発の事故を発生させた国として、この国は、私は、原発の無い社会を目指していくべきだという根本的な考え方を持っています。じゃあそのために、どうエネルギー政策を考えていくべきか、それも同時に考えていかなければいけない問題だと思っております。同時にこの国は、1966年から原発を稼働させ、そしてそれによって、国民は経済成長を遂げて来た、その裏付けがあると思っております。私が小学校の頃、好きなテレビ番組のCMで、東電のCMがやっていました。中畑清が自転車をこぎながら、エネルギーはバランスが大

事だというCMでした。それは、原子力、火力、水力、こういうものをバランス良く組み合わせることによって、エネルギー政策を行っていくんだ、そういうCMでした。また、その後、CO₂、温室効果ガスを削減していくという国際的な流れの中で、日本がどう役割を果たしていくべきか。そういう議論が出てきた時に、火力発電をどうやって抑えて行くのか。その1つに原発を推進すべきではないかという議論もあったことを、私は記憶しております。ただ、やはりこの国が原発事故を踏まえ、この国の将来、エネルギー政策の中で、原発に依存しないエネルギー政策、経済構図を作っていくべきだ。そういう中で、全体を考えていかなければならないと思っております。ただ、もうすでに核のごみは、1万6千トンあると言われております。じゃあこの核のごみをどうするのか。小野寺議員は、地層処分は、まだまだ、危険性を排除しきれないから、再検討を政府に求めるべきだというふうにおっしゃいます。私も、もしかしたら、そうかもしれないという思いがありながらも、じゃあ、それに代替する案がどういうことが出来るのか。宇宙に飛ばすのか、あるいは海底に沈めるのか、また、氷の中に落とすのか、色んな問題を抱えた中で、地層処分ということ、今、国が先手プロセスの中で進めているという状況であります。ただ、この度の、寿都町、あるいは、神恵内村のこういう動きを踏まえて、拙速に私はこの議論を封じ込める、そうではなくて、しっかり議論をした上で、やはり地層処分というのは、危険性がある、あるいは、行うべきではない。そういう結論に至るならいいんですけども、あまりにも、拙速に反対、あるいは、再検討ということではなくて、将来に責任ある政治家として私も勉強しますし、そして地域の皆様、そして日本全体の国民がしっかり議論した中で、この問題を解決、そして道筋をつけて行くべきだというふう考えております。

繰り返しになりますけれども、今の時点で、私が地層処分に対する政府に対する、再検討をといるところは、まだまだ、私は、勉強不足でありますので、もっともっと皆さんと一緒に勉強したいと考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

「小野寺議員」

議長。

(議長)

はい、小野寺議員。

「小野寺議員」

選択はしないという、その一致点については、同意いたしますので、引き続き、また、こういう論議して、いきたいと思っております。

2点目に移ります。2点目は、今年のちょうど9月議会でした。洋上風力の問題を取り上げましたが、改めて、今日、2つ目。洋上風力発電の計画の現状について、ということでお聞きしたいと思います。

昨年、一般質問で行いましたが、その後、総務常任委員会の調査もありましたし、私自身、直接、総務常任委員会ですと、石狩なども視察いたしました。江差と似たような状況で言うと、この石狩、それから隣接している小樽市、ここについて、私、昨年の9月以降、かなり集中的にこの問題、勉強してきたつもりであります。そういうことを含めて、以下、3点質問いたします。

まず1つ目ですが、今、事業者から今後出てくる、今、環境アセス第1弾ですが、これから、第2弾、方法書というものがいつ出て来るのでしょうか。まもなく出て来るのでしょうか。これについて、事前にしっかり対応を準備した上で、出てきたら本当に短い期間で、我々、町民も含めて意見を出さなければならない。2週間でしたか、確か。方法書が提示されたらですね。そういう短い時間の中で、町としても、必要な意見を言うていく。また我々、町民としてもそういう説明会、これも義務付けられておりますが、説明会の中でも、しっかり意見を言うていく。それが必要だと思っております。それで、今、世界的に、もちろん、全国的にも展開している、この洋上風力の開発について、ネットでも、相当のことがいわれる知見、色んな研究者の論文等、出ております。蓄積されております。去年の9月以降、私自身、デメリット、問題点、相当あるなど、私自身、今、思っております。勉強もしてきました。それで、前回、9月議会で、今後、勉強ということについて、おきましたが、今現在、勉強的なもの、どういうふうに進めていらっしゃるのか。それから、今後の対応策、どう進めて行こうとしているのか、お聞きしたいと思います。

それから、2つ目。昨年9月議会は、低周波、超低周波、とかですね、景観の問題を中心に昨年取り上げました。今回は、少し漁業について、お聞きしたいと思います。改めて、勉強しまして、漁業への影響が本当に心配だと思えました。それで、この洋上風力の今、計画出している業者、江差地区の漁業者に説明会を開催しながら調査を進めて来ていると。そういう、色々出ておりますが、この関連で昨年の9月議会、私の質問に対する課長答弁で、その事業者からは、調査結果が出た段階で漁業に支障がないかなど具体的な協議をして、議会が得られるのであれば、計画を進めて行きたいと、回答を頂いていると、担当課長の方から答弁がありました。それで、私、この調査とは何なのか、色んな調査があるんですね。それで、その結果、どうなったのか、実は、このここで言うて調査に限らず、事業者と漁業者、色々地域に漁業者おりますし、漁協、檜山漁協、今後の漁業へ与える影響の問題、それから、今、法律が変わって、漁業権の考え方ががらっと変わってきましたが、その漁業権についてどうなっているのか。これから、漁業振興策をどうしようとしているのか、話し合いはしているのか。このことについては、先程言った方法書、これから出る環境アセスの方法書には、相当、検討経過も含めて、書くことになっていきます。分かりやすく書くということも、業者が言うておりましたが、今、現時点で、どのようにその漁業関係との話し合いなど、おさえていらっしゃるのか。知り得る範囲で、教えて頂きたいと思えます。

最後になりますが、この点で、今、漁業の関係でちょっと述べましたが、この漁業の影

響ということを考える場合には、どうしても風車がどこに建てられるのか。これが大きな問題になります。陸地と風車の距離、離岸距離とか言っております。なんたって、高さ260m、幅が220、最大ですよ。東京都庁よりも高い、大きい。そういう建物が、棟が建つんですけども、その離岸距離、これは去年の9月議会でも話しましたが、近いところでは500m。かもめ島ですと景観ということもあって1kmですが、近いところで500m、もうすぐ目の先ですね。外国の例、色々調べました。これは、マスコミ等でも、色々最近、言われておりますが、外国の洋上風発、促進するという区域。これは外国でも、日本と同じようなことを先進的にやっておりますが、離岸距離は、イギリス、ドイツ、オランダで、22.2km以上、中国で10km以上、デンマークで、12.5km以上と。もちろん、当浅なので、海の下は全然違うという客観的な状況ありますが、それも色んな論立てでこれだけの距離を取っております。このまま今の状況で江差、もちろん檜山沖ですが、同じですが、沿岸近くに先程言った、巨大な風車が、それこそ上ノ国からせたな迄、ダーツと林立するということになります。それぞれ、漁場として大事な資源がある。そういう漁業、沿岸漁業が壊滅するのではないかということも私は非常に心配になりました。この離岸距離、もっと距離をとるということを今からしっかりと、事業者などに言っていくことが必要だと思っておりますが、この点についてどうお考えなのかお聞きしたいと思います。

(議長)

小野寺議員、要するに、端的に、端的に質問して下さい。小野寺さんの調べだごとをここで報告する場所ではありません。よってですね、今後、端的に質問をお願いいたします。

それでは、町長、答弁。

「町長」

小野寺議員からの洋上風力発電計画の現状についての、3点にわたってのご質問にお答えいたします。まず町として、どのような勉強会を行っているのか、情報収集しているのかというご質問でございます。洋上風力発電は、私共の周りではこれまでにない大規模な事業となります。そういった意味では、議員の昨年9月議会におけるご質問があったように、情報を集めるに当たっても、何らかの検討を行うにしても1つの町では非効率的であり、得た情報についても正確さを欠く可能性がございます。檜山町村会としても、全町が直面する大規模大事業であり、効率的な情報収集、その事業の必要性や課題など関連団体も巻き込みながら、議論、協議する場を設けることが必要であるとして、管内7町に八雲町の町長、檜山振興局長と、檜山漁協、ハートランドフェリー会社代表者にも参加頂きながら、檜山管内洋上風力連絡協議会を設置したところでございます。直近では、7月30日に協議会の株組織で担当課長により組織された幹事会が開催され、協議の中で今年、10月頃には、計画段階配慮書を作成した事業者が、檜山管内で景観に関する検討会議を現地で行うこととしており、協議会メンバーは何らかの形で参画する方針で協議されたと報

告を受けています。また、北海道としても今年度、洋上風力発電導入に向けた調査検討を実施しており、それらの調査事業の1つとして、市町村関係者に向けたセミナーも実施されることになっております。江差町としては、こういった機会を活用し事業の理解を深めながら、メリット、デメリットを整理して参ります。

2つ目として、昨年(2019年)の第3回江差町議会定例会に私の答弁に関連したご質問でございます。昨年(2019年)の2月に開催された、電源開発株式会社による檜山漁協江差地区の漁業者を対象とした説明会のやり取りにおける調査の内容や調査結果についてでございますが、調査の内容は大きく2つに分類され、1つは風車や送電ケーブルの配置を検討するための新線測量調査、深さの測量調査、もう1つは、江差地区の年間を通じた漁法、漁場、種類等を漁業者から直接聞き取りをおこなう漁業実態調査であります。調査は、昨年(2019年)の7月から8月にかけて実施され、その結果につきましては、同年(2019年)の11月に各地区に報告され、出席した漁業者からは、特段の意見等は無かったものと聞いております。次に、事業者側と漁業者、あるいは檜山漁協との間でこの間、今後の漁業に与える影響や、漁業権、漁業振興策等について話し合いが行われているのか、といった趣旨のご質問でございますが、議員ご承知のとおり、現段階でどの位置に風車が建設されるかなどといった、具体的な計画が示されていないことや、檜山海域が国による洋上風力融合区域、あるいは促進区域に指定されていない段階において踏み込んだ協議は、なされていないことをひやま漁協に確認しております。今後、示される方法書の段階において、具体的な議論がなされるものと考えております。なお、ひやま漁協においては、本年(2020年)6月に開催された通常総代会において、洋上風力の推進協力について決議されていること。また、電源開発株式会社においては、本年(2020年)7月に檜山海域4か所において、海底地盤調査を実施しております。

質問の3つ目ですが、巨大風車が林立した場合の懸念から、離岸距離をもっと取るべきであり、町としてどう考えているのか、というお尋ねでございます。沿岸に近い場所だと、漁業に悪い影響を与えるのではというご懸念につきましては、そういった情報事体を把握しておりませんので、しっかり今後の検討委員会で提起しながら、すでに先行している九州や本州、自治体の現状を学ぶなどしながら課題の整理をして参りますのでご理解願います。

いずれにいたしましても、江差の未来に禍根を残さない判断をすべく、情報収集と議論を重ねて参りたいと考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

(議長)

はい、小野寺議員。

「小野寺議員」

最初の答弁で方法書、10月に出そうになる。そこを教えてください。その方法書の10月うんぬんという部分の、担当課長でいいんですけれども。方法書が10月頃にも出て来

るんでしょうかね。そこを詳しく教えて頂ければなと思うんですが。それで、それにしても、10月かどうかは分かりませんが、出て来るんでしょう。先程、結構、調査も進んでおりますので。そうすると方法書は、担当課長詳しいと思うんですが、方法書は相当の中身が出てきます。相当の中身が出てきます。それで、先程、離岸距離の話もありましたし、昨年言った低周波、超低周波もそうですし、景観の問題もそうですが、江差町が意見書出しました。私、本当に前回、話しましたけれども江差町の配慮書に対する意見書、これは北海道の環境影響審議会でもかなり大きく載ってますよね。議事録もし見ていれば。ですから、地元からどれだけ問題点をしっかり提起し、場合によってはデメリットも含めて、引き続き事業者に物を申すということが、地元で本当に大事だなということが議事録読んで良く分かりました。ちなみに配慮書に対する意見書、何もありませんという町村もこの檜山管内であったんですからね。それも議事録に載ってますが、やはり、今度の方法書に対して、どれだけ江差町長、江差の皆さん、それから、我々も含めて、低周波だ、騒音だ、景観だ、先程言った漁業の影響をしっかりと、提案提起していかなければならないと思うんですが、再質問。

今度のこの方法書に対して、やっぱり今まで以上の、我々どういう中身なのか何が問題あるのか改めてね、学習会というか、業者を呼んで担当者呼んで、そういう説明会も事前にやって我々知ると中身、そういうことをやるべきだと思うんですよ。ほとんどね、何も無い中で方法論の説明をやられたら、ちんぷんかんぷんですよ、中身。どう考えているか、これが1つ目。

それから、2つ目。漁業の問題。先程、ちょっと出ておりましたが、先程言った議事録、北海道の議事録の中にかかなり踏み込んだことがね、出てるんですよ。ひやま漁業協同組合に対して水深20メートル程度のエリアの調査、これは了解したから調査したと思うんですね。それから次、議事録の中にですねあるんですけども、漁業権の区域、ここでの説明をして、その漁業権のあるところを区域に入れるということについて同意をしたと、同意を頂きましたと。ですから相当踏み込んだことを業者とやり取りしている、と思うんです。議事録から見ればですね。その点についてね、改めて漁協にどのようなことを論議しているのかということね、しっかりと私は、町と漁協とで意見交換する必要があると思うんです。それについてお聞きしたい。これが2つ目。

最後。昨年の総務常任委員会で、一定の規制、自治体としての規制、ゾーニング、石狩市などやっている。このことについて、少し検討したいと、どういう言葉使いましたか。昨年ですね、一定について、今、どう考えているか、江差町としてすぐゾーニング迄いかどうか別として、一定の江差はこういう規制をしますということを示さなかったら、第2、第3の事業者が出てくると思われま。そういうことについてもね、我々、自治体として中々対峙出来ない。さっき言いました自治体の対峙、まず大事。もちろん、北海道というのはありますけれどもね。その点について、お聞きしたいと思います。

(議長)

まちづくり推進課長。

「まちづくり推進課長」

小野寺議員の方から、再質問で、3点にわたってご質問頂きました。まずは、方法書のお話になります。町長答弁、今年10月うんぬんというのは、昨年配慮書を作られた事業所が今年10月に景観に関する検討委員会を地元檜山でやりたいというお話です。ですからそれに関しては、我々、自治体側も入りながらお話を聞いたり、すぐ出来るということなので、しっかりそこはしていきたいと思います。

それと方法書がいつ出るんだろうとか、もうすぐ出るんだろうかというご懸念をされてました。先程、議員おっしゃったように、相当の中身を作り込みしなければいけません。業者として。ということは相当の金額がかかる、経費がかかることになります。今、事務レベルでお聞きしている中で言えば、促進区域、あるいは、有望な区域にまだなっていない状況の中で、そこまでの踏み込みは、中々、厳しいなあというのが事業者の意向でした。

2つ目。漁業権に関する意見交換をというお話ございました。漁業権に関しては、私達もしっかり漁協は、漁業者の経営のところをサポートする団体ということです。江差の漁業を守るという意味では、当然町の方が関わってきますんで、今後、方法書が出るまで、まだしばらくあると思いますんで、しっかり勉強していきたいというふうに考えてました。

あとは、ゾーニングのお話ございました。岩内町でのゾーニングに関しては、進める方向でのゾーニングだったというふうに感じています。当然、我々も小型風力で、実際、その規制というか、制限を作るような形を今回作ってございます。昨年、一昨年ですか。今後、そういうのが必要なかどうなのかは、ゾーニングとは別に、ゾーニングまで踏み込んでなくてもあり得るのかも知れません。その辺は、これからもしっかり検討させて頂きたいと思います。宜しくお願いします。

(議長)

はい、小野寺議員。

「小野寺議員」

課長、その方法書の問題と、私、すぐ、続けて何らかな学習会とか、答弁に入っているんでしょうかね。そういう検討会と言うか、やっけて行かなかつたら、方法書が来年になるかどうか分かりませんよ。それにしたって、ほとんど、我々、何も分からない状況ですよ。多くの町民ね、分かっていない。一生懸命、調べてるんです。これね、何らかな形で。

(議長)

小野寺さん、今、意見言ってるのは、3回目の質問ですか。

「小野寺議員」

そうです。再々質問。

(議長)

はい、3回目の質問。続けて下さい。

「小野寺議員」

そこを何らかな形でやらなかったら、とてもでないけど、太刀打ち出来ないですよ。

(議長)

はい、町長。

「町長」

洋上風力のことに関して、住民の皆さんにしっかり説明する場をというようなご主旨のご質問だったかなと思います。もちろん事業者が説明することも大事ですけども、やはり、行政として、江差町としてですね、この洋上風力をどう考えているかということですね、我々からしっかり住民の皆さんに説明しなければならないのかなというふうに考えています。そういう上である時期を見てですね、住民の皆さんにどういった形がいいのか、まずは第一義的には、この議会で皆さんにお示しすることだというふうに思いますけれども、それで十分ではないというような判断があった場合には、直接ですね、しっかり住民の皆さんと意見交換する場というのは、私は必要だというふうに感じています。その上で、この洋上風力に関してですけども、様々、この檜山の自治体も今どうするかということを検討している段階です。これも先程お話しましたが、日本のエネルギー政策に大きく左右する問題だというふうに思っています。先程も申し上げましたけれども、私は原発の無い社会を目指していくべきだと。そして、現代に生きる政治家として、この地域として、原発の無い社会をどうやって作り上げていくのか。出来る協力はしていくべきだというふうに思っています。その中で、自然エネルギー、それは風力発電もそうですし、太陽光もそうです。そういう自然エネルギーにどうやって転換していくような社会を作り上げていくべきか。地域が協力出来るのか。そういうことを真剣に私は考えて行きたいなというふうに思っています。そういう中で、では、この洋上風力がどうなのかということですけども、この洋上風力が、まずは、私は洋上風力を推進していくべきだと、地域として協力したいというふうに思っています。ただ、小野寺議員がご指摘のような懸念、私も、その懸念を共有しているところです。例えば、景観の問題、あるいは、人体への影響、環境への影響、漁業への影響、色んな影響があるんだろうと思うんですけども、これをいかに

最小限に悪影響を食い止められるか、それが我々に課せられた知恵を絞るところなのかなというふうにも感じています。是非ですね、しっかり議論をしながらですね、この洋上風力に向き合っていきたいと思っておりますので、ご理解願いたいと思います。

(議長)

はい、次、3問目の質問。南が丘地域について。

小野寺議員。

「小野寺議員」

はい。是非、先程のこと、宜しく願いいたします。

それで、最後。防災対策なんですけど、江差町全体とればそれこそ、1日あっても足りないんで、私の住んでいる南が丘をとりあえず、ちょっと焦点をあててやります。もちろん、問題意識は全町であります。ただ特殊要因もあります。

それでまず1つですが、この間、ずっと私取り上げて参りました、土砂災害警戒区域、もしくは、特別警戒区域。江差町、私もちょっとうっかりしていたんですが、ネット見たら、まだ未指定区域、調査が終わったんだと、でもまだ未指定なんだなというのがネットを見て分かりました。3か所ありました。その点について、事務的な質問で恐縮だったんですが、その地域、何戸なのかだとか、人数とかですね、調査の完了日、その後の住民説明会、まだ日が浅いから難しいのかな。それからまだ未指定でありますけれども、期間が短いということなんですか。そのことについて、教えて頂きたいと思います。

それで実は、後で関連性についても話したいと思いますが、大規模盛土造成地です。これはですね、前回、3月の議会で新年度予算のところで、南が丘地域が大規模盛土造成地だと、一定の大きな区域で造成しているということで、図面入りで資料も出ました。江差町ではこの南が丘地域1か所です。それで、現在、町のホームページに公表されておりますが、資料も出して頂きましたけれども、非常に分かりづらかったんです。今回、資料で頂いた部分については、ホームページよりはずっと見やすいかと思うんですが、この点について、3月の予算質疑でも、私、提起したんですけれども、ほとんど該当住民は知らない。この点について改めてお考えをお聞きしたい。併せて今後の対策、これから調査だと、詳しい調査だということもあるのかも知れませんが、どうするのということでもあります。

最後。昨今、このコロナの問題もありますし、去年、今年の本当に、思わぬ豪雨、集中豪雨、想定外の豪雨、10年に1度、うん年に1度、そういう豪雨になった時に、この南が丘でも、先程言った、土砂災害警戒区域、大規模盛土造成地だけを考えたとしても、相当の避難者が出てくるのではないかと。想定しなければならぬと思います。現在、もし、南が丘ふれあいセンターで避難するとすれば、前回も話しましたが、この3密対策をやったとしたら、南が丘ふれあいセンター、何人収容出来るのかなということで、改めてこの

一般質問で取り上げました。それで、他地域から来るということも、従来想定していたと思うんです。だとすると、結果的には、この間、九州等で避難所に避難が出来ないという事例がありましたけれども、そういう場合、江差町としては、どういうふうに対応を考えていらっしゃるのか。お聞きしたいと思います。以上です。

(議長)

はい、町長。

「町長」

小野寺議員の3問目。南が丘地域の防災対策についてのご質問にご答弁申し上げます。

ご質問の1点目として、南が丘地域にある3か所の土砂災害警戒区域内の住宅戸数については、45世帯、76名となっております。

次に、基礎調査完了日ですが、配布しております資料No.2、土砂災害警戒区域図、資料27の区域番号、1438の江差萩の岱は、平成29年度。区域番号1435の江差陣屋2と、区域番号1439の江差円山1は、平成30年度に基礎調査を完了しております。江差町内では土砂災害危険区域として、全部で128か所存在しており、令和元年度をもって全ての箇所基礎調査が終了いたしました。そのうち区域指定済みとなっているのが48か所であり、残り80か所が未指定となっております。平成27年度より基礎調査箇所が急激に増え、住民説明会が追いつかない状況ではありますが、函館建設管理部と連携しながら、なるべく早い時期の住民説明会指定に向けて、取り組んで参りたいと思っております。

2点目の大規模造成区域についてのご質問でございます。議員ご承知のとおり、昨年度、国の第1次スクリーニング調査におきまして、町内の南が丘地区におきましては、2か所の大規模盛土造成地が示され、昨年度末に町のホームページにおいて、公表しているところでございます。この結果を受けまして、本年度、町として第2次スクリーニング計画策定に向けて、現在、専門業者に委託をし、取り進めているところでございます。第2次スクリーニング計画策定におきましては、今後、実際に現地に入り地盤の変調やこれまでの活動、崩落などの履歴、あるいは構造物の亀裂などの調査を実施した上で、優先度評価を行い、宅地カルテを作成するものとなるものでございます。関係住民への周知でございますが、現在、国から示されている箇所図につきましては、既存資料をもとに机上で設定したものであり、より具体的な範囲については、第2次スクリーニング計画の今後の現地調査により示されるものでございます。調査の結果、対象となります関係住民の皆様につきましては、第2次スクリーニング計画の策定後、年度内を目途に周知を図って参りたいと考えておりますので、ご理解願いたいと思います。また、今後の対策につきましても、第2次スクリーニング計画策定における地盤解析の結果により、検討を進めるものでございますので、重ねてご理解を賜りたいと思います。

3点目の避難所運営についてのご質問でございます。3密対策をとった場合の南が丘ふれあいセンターの収容人員ですが、単純に1人ずつの間隔を2メートルあけるとすれば、面積上64人となりますが、最低でも1メートルの間隔とした場合には127人で、この人数が3密対策をとった場合の最大人数になろうかと思えます。また、避難所の家族構成によっても組み合わせにより、人数が変わって参ります。議員ご指摘の大雨による南が丘地域の土砂災害危険区域の方々を優先的に避難させた場合、対象人数が76名であるため、全員の収容は可能と考えておりますが、パーティションを設置した場合は、設置数などによっては収容人数が変わることもご理解願います。土砂災害警戒区域以外の方々も避難され、あふれるような状況も考えられることから、江差中学校や文化会館など、広さを一定程度、確保出来る避難所を開設し、分散避難を考えております。なお、8月号広報にも、もし、今、災害が発生したら、災害時のポイント等を記載したチラシを折り込みました。混雑が予想される場合は、災害の状況により、指定避難所だけではなく、安全な親戚や、知人宅への避難の検討や、自宅から外へ出られない場合などには、自宅での垂直避難など、最適場所に避難するよう周知をしておりますので、ご理解願いたいと思えます。

「小野寺議員」

はい、議長。

(議長)

はい。小野寺議員。

「小野寺議員」

それで、資料頂きました。ちょうど裏表になっているので、ちょっと資料を見ている方、裏表を見て頂ければなと思うんですが、つまり、この土砂災害警戒区域、特別警戒区域、まだ未指定ですけれども調査の段階で分かっているんですが、この区域と、大規模盛土造成地、ちょうどすっぽり入るんです。ダブってるんですね。土砂災害区域と盛土。ですから今のお話ですと、正直、江差町は何ともしがたい。国、北海道との関係ですので、いくら私がここで大声を出しても、明日、あさって、すぐどうなるものではないということは十分に理解します。ですから、それはそれで進めてもらうとして。そうすると、一般的に土砂災害の区域でも無い。それから大規模盛土地域でない。ダブってるので、余計危険性は、私は、素人的に考えても危ないと思っても仕方がない。この地域については、もし、避難指示等々があった場合には、私は本当はかなり大規模な地域を本当に優先した避難勧告等々することになろうかと思うんですけどもね、そこら辺の考え方、ちょっと教えてもらいたい。この大規模盛土造成地のそもそもこの区域って何人ぐらいいるんでしょうか。もし、建設課長分かれればこの世帯数教えてもらいたいと思うんですが。いずれにしても現時点では、災害対策からは大規模盛土造成地については避難箇所ということには、多分な

っていないですよ。なっていないので、今後、そういう時には、しっかりと、単に土砂災害地域ではない、大規模盛土造成地のことも含めた対策をやっていくべきだと思いますが、その点について1つお聞きしたい。

それから、もう1つ。江差町で作った防災ハザードマップ、これもまる何年になるんですかね。まる2年。先程、町長、答弁あったとおり、この1、2年で基礎調査が終わって、まだ指定にはなっていないけれども、未指定だけれども、實際上、警戒区域、特別警戒区域ということが最近かなり明らかになっていますけれども、これには、あくまでも基礎調査が終わっていないですから、特別土砂災害警戒にもなっていないし、特別警戒区域にもなっていないんですね。だから、中々これを見てですね、急傾斜地はわかりますけれども、本当に自分のところがどうなのか、中々分からないし、ましてや、基礎調査終わって指定されたところが今どういうふうに周知されているのか、この避難にとっても、本当に優先的に避難しなければならないというところについて、はたして認識があるのか。私、何人か、聞きましたけれども、警戒区域になっているということを知らない人も、結構いたんですよ。少なくとも、町内会レベルでしっかりとそういうことも周知するとか、もう、私は必要ではないかなと。これまた改めて作るというのは大変なことです。この1、2年、江差町ではしっかりとした調査も終わって、これから住民説明会等々、何かやって、警戒区域等に指定されるかも知れませんが、まだ時間がかかる。何らかな体制をしっかりと私は日常からやって行くべきだと思いますが、その点についてもお聞きしたいと思います。

(議長)

はい、総務課長。

「総務課長」

小野寺議員からの大規模盛土造成地区と今の土砂災害の警戒区域、ダブっているところがあるということでのご質問でございます。このダブっている地域につきましては、先程も町長の方で答弁いたしました。世帯数及び人員については、76名ということで答弁してございます。それで、このダブっている地域の住民の方をですね優先しまして、避難勧告及び収容をして参りたいというふうに考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

それと、土砂災害の警戒区域の指定の関係でございますが、これも答弁で申し上げたとおり、まだ80か所が指定になっていないということでございますが、ハザードマップの地図につきましては、土砂災害警戒区域ということで、区域の範囲は全部指定は知ってございますので、それを見れば分かるような形にはなってございますが、それぞれの地区の方にこの地域がなっていますというのは、個別にはまだ、指定区域以外の住民には詳しい説明はしてございません。これについては、指定区域の住民説明会をなるべく早くしてい

きたいと思いますので、その中で説明もして行きたいと思いますし、広報等も周知していきたいというふうに考えてございますので、宜しく申し上げます。

「小野寺議員」

はい、議長。

(議長)

はい、小野寺議員。

建設水道課長。

「建設水道課長」

はい。私の方からですね、大規模盛土の造成地に関わる対象となる世帯数の関係について、ご答弁申し上げます。先程、町長答弁にもございましたとおりですね、国の調査では既存資料をもとに机上での設定でございまして、現段階では概ねの世帯数と言いますか、建物の数でございまして、2か所ありまして、2つ概ね87棟を今想定してございます。ただ、今回の第2次スクリーニング計画の中で、現地に実際に入りますので、その段階でより具体的な範囲がはっきりして参りますので、それを踏まえて住民周知をして参りたいというふうに考えてございますので、ご理解を頂ければと思います。

(議長)

はい、いいですか。小野寺議員

「小野寺議員」

これは、事務段階の話になるかも知れません。もしくは、建設課長になるかも知れませんが、あえて私は、まだ確定していないその盛土、大規模盛土造成地について、危険だ、危険だというつもりはありません。ありませんが、何度も言うとおりに、土砂災害とダブっているということについて、単純に盛土だけの問題では無いということについては、それはそれで、素人的にもそんなに間違っていないと思うんです、私。この点について、色々、住民から、当該地の住民から多分課長もご存じだと思いますし、歴代の課長、やった方、いらっしゃるのかどうか分かりませんが、10年、20年、あの地域、結構色々、住民から苦情と言うか、要請と言うか、出ているところもだということは、ご存じだと思います。この点について、しっかりと、どういう対応になるか、町内会ということになるのか、何らかな形で調査が終わってからだとか、これからだとか、ということではなくて、一定程度、状況については、しっかりと、関係地域、もしくは、町内会等と意見交換というか、すり合わせというか、しっかりと対応すべきだと私は思いますので、その点について、もし何かあれば答えてもらいたい。

(議長)

はい、建設水道課長。

「建設水道課長」

先程、総務課長の方からもご答弁申し上げましたとおり、それぞれの課が関係するところもございます。中でも、十分連携をしてですね、住民周知含めて、丁寧に対応していきたいというふうに考えてございますので、ご理解を頂ければというふうに思います。

(議長)

以上で小野寺議員の一般質問を終わります。

以上で、今定例会に通告がありました一般質問は、全て終了いたしました。

これで、一般質問を終結いたします。

2時15分まで休憩いたします。

休憩 14:00

再開 14:15

(議長)

休憩を閉じて、再開いたします。

日程第6、報告第1号、令和元年度健全化判断比率及び資金不足比率についてを議題といたします。

報告内容については、お手元に配付のとおりでありますので、説明を省略し、直ちに質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結いたします。

以上で、報告第1号は終わります。

(議長)

日程第7、報告第2号、和解及び損害賠償額の決定の専決処分についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(議長)

町長。

「町長」（提案説明）

報告第2号、和解及び損害賠償額の決定の専決処分についてでございます。地方自治法第180条第1項に規定する議会の委任による議決事件について、令和2年9月3日をもって専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により、報告するものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明いたしますので、宜しくお願ひ申し上げます。

（議長）

財政課長。

「財政課長」（補足説明）

それでは、私の方からご説明申し上げたいと思います。

議案書は14頁をお開き願ひます。まず、当事者でございますが、江差町と江差町民の方となります。事故の概要でございますが、財政課所属の公園管理人が町有地で草刈り作業をしていたところ、隣接地に駐車していた車両に石が飛び、ドアガラスを破損させてもでございます。また、座席に搭載してありましたチャイルドシートにガラスの破片が飛び散り、チャイルドシートにつきましても使用できない状態とさせてしまいました。大変、申し訳ございませんでした。

次に、和解及び損害賠償額につきましては、修理に係る費用を11万8,250円とし、町が加入している損害共済にて保障すること。今後、両者は如何なる名目を問わず、相手方に何ら請求をしないこと、としてございます。

最後に、事故防止の対応でございますが、自動車に限らずに、周りに何かあるような場合におきましては、板を立てるなど、小石が飛ばないように防止対策を講ずるよう、指示してございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上となりますので、宜しくお願ひいたします。

（議長）

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

（「なし」の声）

（議長）

質疑希望ありませんので、質疑を終結いたします。

以上で、報告第2号を終わります。

(議長)

次に、日程第8から日程第16までの各認定議案について、令和元年度における各会計決算認定であります。

認定第1号、令和元年度江差町一般会計歳入歳出決算の認定から認定第9号、令和元年度江差町水道事業会計決算認定についてまでの各会計認定の9議案について、一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(議長)

町長。

「町長」(提案説明)

ただ今、一括上程となりました認定第1号、令和元年度江差町一般会計歳入歳出決算の認定について及び、認定第2号から第8号までの令和元年度各特別会計歳入歳出決算の認定について、並びに認定第9号、令和元年度江差町水道事業会計決算の認定についてでございます。

9会計の歳入歳出決算につきましては、地方自治法第233条第3項及び、地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の意見を付して、議会の認定を求めます。

認定第1号から第9号まで、ご審議の上、認定頂きますよう宜しくお願い申し上げます。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただ今、一括議題となりました、認定第1号から認定第9号までの各議案については、令和元年度江差町各会計決算審査特別委員会に付託の上、閉会中の継続調査とすることにしたいと思います、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

ご異議なしと認めます。

よって、認定第1号から認定第9号までの決算認定については、令和元年度江差町各会計決算審査特別委員会に付託の上、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

(議長)

日程第17、議案第1号、江差町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(議長)

町長。

「町長」(提案説明)

議案第1号、江差町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてでございます。家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、江差町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を改正するものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明いたしますので、ご審議の上、議決頂きますよう、宜しくお願い申し上げます。

(議長)

はい。町民福祉課長。

「町民福祉課長」(補足説明)

それでは、私の方から議案第1号、江差町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、補足説明をさせていただきます。

議案は、16頁、資料は1頁をお開き下さい。今回の改正内容は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の省令改正に伴いまして、家庭的保育事業者等による卒園後の受け皿の提供を行う、連携施設の確保について、先行利用調整等の様々な対応策により、卒園後も引き続き、教育保育の提供を受けることが出来る場合には、連携施設の確保を不要としたものでございます。また、保護者の疾病や障がい等により、養育を受けることが困難な乳幼児に対する、居宅訪問型保育の実施について、これまでも実施可能でありましたが、条例に明確化すべきとされたことから、これらの対応方針に沿った改正を行うものでございます。

ご審議方、宜しくお願ひしたいと思います。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。
質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

はい。質疑希望ありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りします。本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決いたします。

議案第1号、江差町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手、全員であります。

よって、議案第1号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第18、議案第2号、江差町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(議長)

町長。

「町長」(提案説明)

議案第2号、江差町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてでございます。特定教育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども子育て運営支援施設等に関する基準の一部改正に伴い、江差町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例を改正するものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明いたしますので、ご審議の上、議決頂

きますよう宜しくお願い申し上げます。

(議長)

はい。町民福祉課長。

「町民福祉課長」(補足説明)

それでは、私の方から、議案第2号、江差町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、補足説明をさせていただきます。議案18頁、資料は3頁をお開き頂きたいと思います。

今回の改正内容は、家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して、当該、家庭的保育事業者等に確保することが求められている、卒園後の受け入れ先確保のための連携施設及び居宅訪問型保育事業者等が保育を提供出来る場合に関する定めについての、改正がありましたことから、これらの対応方針に沿った、改正を行うものでございます。

ご審議方、宜しくお願いいたします。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

ありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りします。本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決いたします。

議案第2号、江差町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手、全員であります。

よって、議案第2号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第19、議案第3号、江差町過疎地域自立促進市町村計画の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」(提案説明)

議案第3号、江差町過疎地域自立促進市町村計画の変更についてでございます。令和2年度予算において、高度無線環境整備推進事業の実施について、江差町過疎地域自立促進市町村計画の事業として取り進めるため、同計画を変更するものでございます。ご審議の上、議決頂きますよう宜しく願い申し上げます。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りします。本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決いたします。

議案第3号、江差町過疎地域自立促進市町村計画の変更について、原案に賛成の方の

挙手を求めます。

(議長)

挙手、全員であります。

よって、議案第3号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第20、議案第4号、令和2年度江差町一般会計補正予算（第9号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(議長)

町長。

「町長」（提案説明）

議案第4号、令和2年度江差町一般会計補正予算（第9号）についてでございます。

今回の補正の内容につきましては、新型コロナウイルス感染症対応、地方創生臨時交付金事業として、18事業に係る経費の補正と、令和元年度障がい者医療費負担金等返還などその他事業として、12事業に係る経費の補正をお願いするものでございます。歳入歳出予算の総額にそれぞれ2億6,299万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ66億5,464万8千円とするものでございます。併せまして、債務負担行為補正、地方債補正をお願いするものでございます。

補正予算の具体的内容につきましては、担当課長より説明いたしますので、ご審議の上、議決頂きますよう宜しくお願い申し上げます。

(議長)

はい、財政課長。

「財政課長」（補足説明）

それでは、一般会計補正予算第9号でございます。議案書におきましては、22頁、23頁をお開き願いたいと思います。

最初に地方創生臨時交付金を充当した事業をまとめて、説明させていただきます。

まず、高度無線環境整備推進でございます。資料は5頁から7頁でございます。町内の光ファイバー未整備地域において、光ファイバーを整備するものでございまして、具体的には民設民営方式で整備することとし、事業主体となる民間事業者へ整備費の一部を町が負担金として、支払うものでございます。財源といたしましては、民間事業者が

受ける国庫補助金の8割相当額が地方創生臨時交付金の国庫補助事業の地方負担分、いわゆる補助裏として交付されます。残りの地方債、これは過疎債になりますが、地方債を充当するものでございます。具体的な金額といたしましては、補正額が7,355万5千円、臨時交付金が3,719万3千円、地方債が3,630万円で、残り6万2千円が一般財源でございます。

次に、新生児特別定額給付金給付でございます。資料は、8頁をお開き願います。4月28日から翌年3月31日迄に生まれた新生児に対しまして、1人10万円を給付するものでございます。補正額は270万円、全額臨時交付金を充当してございます。

次に、国民健康保健費特別会計繰り出し（インフルエンザ予防接種支援）でございますが、3行下の予防費のところのインフルエンザ予防接種支援と、併せて説明させて頂きます。資料の方は、9頁をご覧願いたいと思います。65歳以上の高齢者の方、それから60歳から64歳で障がい等を有する方、生後6か月から中学3年生迄のお子さんにつきまして、予防接種費用を全額、町が負担するものでございます。国民健康保険の被保険者は、国保特別会計の方でそれ以外の方、一般会計の方で計上をしており、臨時交付金は、一般会計から国保会計へ繰り出しをするものでございます。補正額は国保会計繰り出しが、249万2千円、一般会計の方が、978万3千円でいずれも、全額臨時交付金でございます。

次に、老人福祉センター換気設備改修と、次の在宅型総合福祉施設まるやま換気設備改修でございます。資料は10頁となります。どちらも施設内の換気を向上するために、現在、不具合が生じている排煙装置の修繕と網戸の設置をするものでございます。補正額は、老人福祉センターが170万2千円、まるやまが157万8千円、いずれも、全額臨時交付金でございます。

次に、一般廃棄物収集運搬事業者給付金給付でございます。資料は、11頁となります。廃棄物収集業者は、ごみや排せつ物を扱うことに伴う感染リスクが高いことから、予防対策に係る支援などをして行くために、給付金を給付するもので、1事業者当たり、20万円を給付するものでございます。補正額は40万円で、全額臨時交付金でございます。

次に、漁業者経営維持化安定対策でございます。資料は12頁でございます。5月27日の第2回臨時会におきまして、補正して頂きました事業の増額補正でございます。魚価の下落等で経営が厳しい漁業者に対して、漁協の特別負担金の2分の1を補助してございましたが、残り2分の1についても、補助していくものでございます。補正額は455万円、全額臨時交付金でございます。

次に、漁協経営継続緊急支援対策でございます。資料は13頁でございます。同じく経営が厳しい漁業者に対する支援でございまして、大型漁箱を購入することによって、鮮度保持、作業効率の向上を図るものでございまして、江差町他、5町が50万円、北海道が200万円、ひやま漁協に補助するものでございます。財源といたしましては、

全額臨時交付金を充当してございます。

次に、エエまち江差、皆の商品券事業でございます。資料は14頁をお願いいたします。内容といたしましては、全町民に5千円分の商品券を配布するものでございます。商品券の換金分、3,700万円の他、発行に係る事務経費や、商工会への委託料で、4,300万円補正額としてございます。全額臨時交付金を充当してございます。

次に、町営レストラン感染拡大防止対策でございます。資料15頁となります。町営レストランの感染防止対策に係る、パーティションの設置などの経費でございます。補正額は33万円、全額臨時交付金を充当してございます。

次に、追分会館換気設備改修でございます。資料は、16頁となります。先程、説明いたしました、老人福祉センター換気設備改修と、円山の換気設備改修と同様でございまして、施設内の換気を向上するために、排煙装置の修繕と網戸の設置をするものでございます。補正額は1,253万2千円、全額臨時交付金でございます。

次に、町立小中学校トイレ洋式化改修でございます。資料は17頁となります。江差中学校を除く、小中学校4校の和式トイレ全部を洋式化するための工事費で、補正額は小学校費、中学校費併せて、3,117万1千円、全額臨時交付金でございます。

次に、学校再開感染症対策、学習保障等支援でございます。資料は、18頁をご覧ください。感染症対策を講じながら、児童生徒の学びを保障していく取り組みの一環といたしまして、児童生徒の理解力を高めるための教材や備品などを整備するものでございます。補正額は、小中で1,093万2千円。財源内訳でございしますが、学校保健特別対策事業費補助金、こちらの方が500万、臨時交付金は補助裏分として、500万円、それから、単独分の臨時交付金として、93万2千円となっているものでございます。

次に、学校遠隔学習機能強化でございます。資料は19頁となります。学校が臨時休業になった場合でも、学校と児童生徒がやり取り出来る、遠隔学習環境を構築するため、学校にカメラやマイクなどを整備するものでございます。補正額は、小中で40万円でございます。公立学校情報機器整備費補助金が、8万7千円、臨時交付金の補助裏分が、6万9千円で、単独分が、24万4千円となっております。

次に、修学旅行貸し切りバス追加借り上げ支援でございます。資料は20頁でございます。修学旅行での貸し切りバス内の密接を回避するため、1台、増車するもので、その増車に要する経費の補正でございます。補正額は、小中で73万7千円、全額臨時交付金を充当してございます。

次に、家庭学習対策通信機器整備支援でございます。資料は21頁でございます。インターネット環境が整っていない家庭におきましても、臨時休業時に家庭学習が出来るよう、貸出用のWi-Fiルーター、あるいは、モバイルWi-Fiルーターを学校に整備するものでございます。補正額は、小中併せて144万7千円、公立学校情報機器整備費補助金が30万円、臨時交付金の方は、単独分で108万7千円、残り6万円が一般財源となっております。

次に、文化会館トイレ洋式化改修でございます。資料はちょっと戻りまして、17頁になります。17頁の下の表になります。感染症予防対策といたしまして、和式トイレ、文化会館の和式トイレを洋式化するもので、13基を洋式化する他、2基撤去するものでございます。補正額は、783万2千円、全額、臨時交付金でございます。新型コロナウイルス関係の事業の補正の合計といたしましては、補正額として、2億564万1千円、国庫支出金、通常の国庫補助金と臨時交付金額、併せた金額が、1億6,921万9千円、地方債が3,630万円で、一般財源が12万2千円となっております。

次に23頁となります。コロナ対策以外の補正でございます。まず、令和元年度障がい者医療費負担金等返還と次の令和元年度障がい者自立支援給付費負担金等返還、並びに次の令和元年度子育てのための施設等利用給付費交付金返還でございます。いずれも、令和元年度の国庫負担金、道費負担金の清算に伴う返還金でございます。補正額は、障がい者医療費の方が300万2千円、障がい者自立支援給付費の方が149万6千円、子育てのための施設利用料の方が11万8千円で、いずれも一般財源でございます。

次に、住民基本台帳システム改修と戸籍附票システム改修で、こちらも併せて説明させていただきます。資料の方は、22頁をお開き願います。戸籍の附票を個人認証の基盤として活用することで、国外転出者によるマイナンバーカード、公的個人認証の利用可能とするため、住基システムの電算システムを改修するものでございます。補正額は、住民基本台帳システムの方が221万7千円で、国庫が221万6千円、残1千円が一般財源でございます。戸籍附票システムの方は、当初予算に計上してございましたので、財源更正のみとなり、国庫補助金492万8千円増額し、同額一般財源を減額しているものでございます。

続きまして、水堀排水機場長寿命化対策でございます。当初予算におきまして、除塵機、流入してくる塵芥を取り除く、除塵機の減速器モーターの交換などの経費を計上しておりましたが、併せて行います、機械側操作板の追加工事に係る経費、そちらの経費を補正をお願いするものでございます。補正額は440万5千円、道補助金が304万円、残136万5千円が一般財源でございます。

続きまして、町道除雪対策でございます。町道の除雪に係る作業員の給料や、重機使用料、防雪柵設置委託や除雪委託などの経費について、例年同様、補正をお願いするものでございます。補正額は4,009万6千円、全額一般財源でございます。

次に、小中学校教材備蓄等整備でございます。株式会社ユーラス江差風力様からの寄付金を活用して、町立小中学校に備品等を整備するもので、小学校においては、持ち運びが可能なキャリングアンプや、児童用図書などを、中学校においては、バスクラリネットやデジタル顕微鏡などを購入するものでございます。補正額は199万5千円、190万円が寄付金で、残9万5千円が一般財源でございます。

次に、中学校体育備品等整備と、一番下の障がいスポーツ推進（スポーツ少年団）活

動補助でございます。株式会社北辰運輸様からの寄付金を活用した事業で、体育備品整備の方は部活動や体育の授業で使用するマットや防球ネット、ボールケースなどを購入するものです。スポーツ少年団活動補助は、9団体に均等割りと、人数割りで算出した額を補助金として、交付するものでございます。補正額は、中学校体育備品の方が103万6千円、財源内訳は、寄付金が100万円で、3万6千円が一般財源でございます。少年団補助の方は、補正額が100万円で、全額寄付金でございます。

次に、文化会館南側外壁補修でございます。資料は23頁をご覧頂きたいと思えます。文化会館の南側の方の外壁でございますが、クラックや、鉄筋の腐食による爆裂、そういったものが、生じている状況であり、風向き等によっては、大ホール、南側の横壁内部に雨が侵入してくることもございますことから、鉄筋露出部などを補修するものでございます。補正額は102万3千円、全額一般財源でございます。

次に、文化会館移動観覧席保守点検でございます。資料は24頁をご欄下さい。観覧席の最前列中央部の座席が、不具合によって使用出来ない状態であることから、詳細な状況を確認するために、点検を行うものでございます。補正額は96万4千円でございます。

その他の事業での補正の合計は、5,735万2千円、国庫が714万4千円、道費が304万円、その他特定財源が、390万円で一般財源が4,326万8千円となっております。

すべての事業の合計では、補正額として2億6,399万3千円で、国庫支出金が1億7,636万3千円、道費が304万円、地方債が3,630万円で、その他特定財源が390万円、一般財源といたしましては、4,339万円となっているものでございます。

次に、議案の方の26頁をお開き願います。債務負担行為の補正でございます。事業といたしましては、戸籍電算システムの譲り受けで、内容といたしましては、備考資金組合からシステムを譲り受け、その代金、元金と利息を町が支払っていくという内容の債務負担行為でございます。こちらの方、当初予算に計上してございましたが、支払い利息を財政の方で誤って計算しており、具体的には、利率が0.1%に改定されていたものを、従前の0.01%で計算してございました。大変申しわけございませんでした。今回、改定後の利率で計算した額で、改めて議決をお願いするものでございます。

次に27頁でございます。第3表、地方債補正でございます。まず、追加の方でございますが、高度無線環境整備推進に係る起債の追加で、限度額を3,630万円とし、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりでございますので、割愛させていただきます。

次に、臨時財政対策債でございますが、普通交付税の算定の際に、借入可能額も算定されますが、算定された額が予算を上回っていましたので、限度額を増加するものでございます。当初の1億1千万から、1億1,020万6千円へ限度額を変更し、起債の方法、利率、償還の方法は、変更がないものでございます。

説明は以上となりますので、宜しくお願いいたします。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。
質疑希望ありませんか。

「小野寺議員」

議長。

(議長)

小野寺議員。

「小野寺議員」

3点、お聞きします。先に、項目、衛生費インフルエンザ関係。教育費学校関係ですね。それから、最後、全般的に、いわゆる臨時交付金の関係で、関連でお聞きしたいと思います。

最初に、衛生費、私、資料も見ておりますが、一応、説明は分かりました。それで、ここに助成方法、町内医療機関での接種ということで、当然でしょうけれども、まず、1つ目の質問、質疑ですが、医療機関、どこを想定しているのか。もし、名前が分かれば、まだそこまでいかないとすれば、件数でもいい。何件の医療機関想定しているのかお聞きしたい。

それから、そこはどのような協議が、今されているのか。もしくは、まだ予算がとっていないから、当然かも知れませんが、どういうスケジュールで協議をされるか。

それで、この点で、最後になりますが、実施をどういうふうに考えているか。説明もし聞き逃していたらごめんなさい。国の方では課長ご存じのとおり、通達出て、10月1日からは65歳以上の方と。原則ですね。それから10月26日は、医療従事者だとか、生後6か月以上とかありますが、ただし、自治体によっては、ワクチン接種開始時期が異なることもあり得るということがありますが、江差町としては、今どのように考えて、もし、10月1日からということになると、相当急がなければならない。その医療機関との関係、それから、町民との説明等々、どのような方法で周知されようとしているのか、お聞きしたいと思います。以上が、衛生費。

それから、2つ目。教育費ですが、資料でいうと、資料でいうと14から15、17あたりですが、課長申し訳ない。分からなくて。事業期間、例えば令和2年9月から令和3年3月とかって書いてあるのがあるんですが、この意味合いは、とりあえず今の生徒さんのWi-Fiの対応など、3月末迄のことを考えているということなのか。それまでの間、整備するということなのか、ちょっとごめんなさい。この事業期間のことで、教

えて頂きたい。

それで中身に入りますが、特に、学校の臨時休業の、等の時にということで整備されますが、特に子供さん、生徒さんにWi-Fi等貸与というはありますけれども、ところで、これってこれから仮に秋口以降に、新型コロナが当町でも出て来たと。それが部分的か全町かは別として、直ぐそれに間に合うということなのか、ちょっと分からない。例えば、タブレットなど、これはギガスクールで設置されるのかも知れませんが、いずれにしても、その条件整備というのはどういうふうになるのか。それから、コロナとの関係でどういうふうになるのか、教えてもらいたい。

この点で最後ですが。これ結果的にコロナが終息すれば、当初から進めているギガスクールの色んな設備との関連が出てきます。そのことについてお聞きしたいんですが、結果的にギガスクールで、インターネット環境等々、前倒しで結果的には整備されることになりました。それはそれで、国から全額くるということでは、町の負担が無いということでは良かったんですが。問題は、前倒しで進められた関係で、このギガスクールについて、物は入ったけれども、それを対応する先生、これは大変なことだろうと、先生方に相当負担がかかる。先程午前中に、塚本議員とのやり取りでありましたが、コロナの関係は一定程度人員の配置ということ分かりましたけれど。来年度以降のギガスクールのことを考えた場合には、大変な先生方に負担が押しかかるのかな。そういう、支援体制といいますか。どのように、いま考えていらっしゃるのか、お聞きしたいと思います。

で、最後。今回の補正の臨時交付金という全般的に繋がるかも知れません。財政課長になるのでしょうか。この間、色々集会施設等、密を避けるということも含めて、色んな設備、整備、今回もそうですがされました。身近な話で恐縮ですが、集会所で密をさけるとすると、もちろんトイレとか、それはそれで、本当に喜ぶことですが、例えば集まって会議をする。軽い会食なども今始まっているんでしょうかね。それにしても、1つの長いテーブルで密になるから、1人で座るということになるとうテーブルが足りない。ということも、なんぼか耳にします。個別のことは今日は出しませんが、江差町全体的にそういう集会施設等々で、密を避ける場合に例えば、そういうテーブルが十分にあるのか、などについて、現状、教えて頂ければなと思います。以上です。

(議長)

健康推進課長。

「健康推進課長」

小野寺議員からの、インフルエンザの関係の質問にお答えします。

まず、医療機関の想定ということですが、町内の医療機関ということでしょうか、町外医療機関ということ、ちょっと、聞き取れなかったんですけど。まず、町内の医療機

関に関しましては、町内にある4医療機関ということで、4ですね。ということになります。町外に関しましては、町外の医療機関、どこでもという考え方でおります。事前に協議をしているのかというお話でしたが、具体的なところはまだなんですけれども、議員協議会が終わったあと、このような考え方で今進めておりますというところで、4医療機関の事務長とお話をしております。どのような実施の方法ということと周知の関係ですが、まず周知に関しましては、10月号の広報の折込に周知をします。実施に関しましては、まず一番気にかかっているのは、いつから接種が出来るかということなんだと思うんですが、町内の医療機関に関しましては、医療機関とワクチンの卸業者さんとの契約の部分がありますので、どの月に何本入ってくるかというところまでは、町では把握はしておりませんので、国で出された通知同様、呼び掛けというか、お願い協力の部分で、進めて行きたいなというふうに考えております。ただ、町外の医療機関におきましては、多分10月から接種される医療機関もあるのではないかと思いますので、その部分に関しては、領収書等を持って来て頂いて償還払いをするというような形をとって行くことで、取り進めております。

(議長)

学校教育課長。

「学校教育課長」

3点について、お答えさせていただきます。まず、資料に関する事業期間の捉えでございます。基本的には物品を購入するという事務的な始まりを含めて9月からというふうにさせていただきます。また、通信費等につきましては、議員のご質問にありましたように、3月迄の予算化という捉えをして頂ければと思います。

2点目、臨時休業、また再び起きた場合に間に合うのかどうかというご質問でございます。タブレットに関しましては、年度内の整備ということになりますので、基本的には、タブレットを家庭にお貸しするという事は、直ぐは出来ない状況でございます。ただし、今回、補正の項目でございます、Wi-Fiに関するWi-Fiルーター等につきましては、可能な限り早急に整備したいと考えておりますので、例えば、ご家庭でインターネット環境があつて、Wi-Fiルーターが無いというような、ご家庭に関しましては、直ぐ貸し出しが出来るかなというふうに考えてございます。

最後、3点目でございます。ギガスクール構想が前倒しされたことに伴って、先生方の負担感が相当増すであろうと、これらに対する支援制度というご質問につきましては、道の制度としまして、ICTサポート支援制度というものがございます。今年度、私どもの方では、補正を頂いて校内のLAN環境、更には、タブレット環境というものが、今年度、おおよそ整備出来るかなと思ってございます。具体的な人的な部分につきましては、来年度の取り組みというふうに考えてございます。以上でございます。

(議長)

はい。副町長。

「副町長」

小野寺議員、集会所のテーブルの関係、端的に言うと、ちょっと少し、冷たい答弁になるかも知れませんが、現状の中では、まず、距離を保つためにテーブルの数が増やして欲しいと、こういうことだろうというふうに思いますけども。今回の臨時交付金、2次の中で何とか今、避難場所になり得るところであったり、大型のですね、そういったところのまず、トイレの洋式化で感染防止を図るところに集中投下をしているところをごさいます、現状では、それぞれの集会所のある机の数の中でですね、一つ工夫をして頂きたい。ただ、増やす増やさないという話含めてですね、これは、今後の状況の中で、どんな備品が必要になるのかどうかというのは、これから色々と検証させて頂きたいと、こういうふうに思います。はい。

(議長)

はい。小野寺議員。

「小野寺議員」

副町長、副町長というより、私、財政課長、たいした金額でないですよ。そんなね臨時交付金、臨時交付金以前の問題ですよ。ですね、財政課長。それ、至急、多分ですよ、細かいこと話しませんよ。せいぜい2つとか、3つとか、4つとか、そのレベルですよ。後は、江差町全体でどれくらいになるでしょうかね。という世界だと思えます。至急、検討して下さい。答弁があればお願いします。それが1つ。

それから、保健推進課長。それで、前回の議員協議会でもお話しましたが、単にこれワクチンの問題ではなくて、今後、その医療機関は、発熱等の外来ということになると、インフルエンザもコロナも分からないから、結果的に同時に検査しなさいというのが今度の国の方針。昨日も課長、厚生労働省で、5本も6本も通達入ったの見たと思うんですが、もう滅茶苦茶ですね、保健所、だから大変です。それで、江差町として、これは道の仕事です。保健所の仕事です。だけど、このワクチンの接種も含めれば色々、これから協議するという時に、当然そういうこともしっかりと、今、江差町の医療機関は、ワクチンだけなのか、いやいや、発熱も含めて、体制、保健所と協議しながら、今お金はちゃんと色々くるということも通達昨日出てますね。そこら辺ね、しっかりと江差町もある意味、医療機関をサポートすると、国保病院の無い江差町はそこはやらなかったら駄目ですよ。下手したら道立病院、皆行きなさいって。そんななるかも知れないですよ。そのワクチンと併せて、医療機関としっかりとそこら辺ね、協議して頂きた

いんですが、その点で、前回の全員協議会の続きになっちゃいますけれども、ご答弁頂ければと思います。

教育課長、ありがとうございました。以上。

(議長)

健康推進課長。

「健康推進課長」

インフルエンザの検査とPCRの検査を同時にとりというお話かと思えます。国の方では、まず発熱の相談の窓口を作りなさいということで、それかかかりつけ医にしてください。その上で、そこの病院が検査出来る病院なのか、それとも、そういうことは、ちょっとゾーニングも難しいので、相談体制は取りますが、検査治療、診療が出来る病院を紹介するというところなのかというところを、まず振り分けていくというように伺っております。保健所の方でも、そのあたりに関しては、実際、具体的に検査はこういうのがあって、補助金もこういうのがあってということでの、各医療機関との、紹介というか、お話を進めているというふうに伺っております。今回、この後、議会が議決され、無事に議決されれば、明日から各医療機関回りながら、契約うんぬんというようなお話をしていきます。その中で、実際に各医療機関がどのように考えているのかというお話は聞くことは可能かと思えますが、それに対して、こういうふうにお願したいんですけどというところまで、果たして、町として出来るかどうかというところは、検討が必要かなというふうに思っています。保健所に関しましては、なるだけ、そういう、不安の町民の皆さんが不安の無いような体制が、医療体制が取れるように、今後も強く要望していくというような形になっていくかと思えます。まず、1つ、一番新しい情報といたしましては、昨日の夜にメールで入ってきたんですけども、議員はご存じかと思えますが、14日の道の対策本部の中で、健康相談センターの窓口を1本化しますということで、保健所や本庁の負担を軽減するということでの窓口が出来ました。これに関しては、凄く急なんですけども、今日の9時からここが使えますというような周知なんですけども、これに関しましても、早急に町民さんに周知していきながら、実際のところは保健所にかかってきたものは受けるということですので、若干のタイムラグはあるかとは思いますが、新しい情報は、常に町民さんの方に周知していきたいというふうに思っております。

(議長)

はい。いいですか。副町長。

「副町長」

はい。小野寺議員、私はコロナの関係で、密を防ぐので、机が不足なんでどうしますかという質問だと思っています。ですから、当該箇所の集会施設のみならず、町内全体の集会所ということを念頭において答弁したつもりでございますので、ただ日常的にコロナに関係なく、机が不足している状況の中では、それは日常の中で所管課の方に色々相談をしておいて、こういう形で進めさせて頂ければなというふうに思います。

それから、もう1つ。インフルエンザの関係で、少し、ここも簡潔に言いますけども、まさしく、町立病院を持っていない江差町として、半強制的な形で、道立病院さん、ここをこうこうをとという立場にはないんです。ただ、町長も答弁、どっかで触れたと思いますけれども、道立病院さんも機器の購入やら、検査体制含めて、前向きに検討している状況にあるという情報を頂いておりますし、それなりに、南部圏域の中核病院でございますので、他の民間医療機関のところはどういったところができるのかが一定程度まとまるというか、そういった時には、私共も情報を得て、それぞれの長の町民に周知をしていく。こういう段取りになる訳ですので、今、前のめりになって、江差町だけがですね、ここ、こうです、ということにはちょっとならない。

それから、もう1点、各町インフルエンザの助成が、関係が江差町のみならず、出て参っておりますので、それだけの十分な潤沢する、いわば、ワクチンの供給量が各病院に入ってくるかどうかという点もですね、ここも非常に、何とも言えない状況はあると。ただし、江差町としては、臨時交付金にあげている部分について、無償化で優先的にやって欲しいと、こういう形の中で、各病院にも要請して参りたいと、こういうことでございます。以上です。

(議長)

いいですか。はい。小野寺議員。

「小野寺議員」

最後、集会施設などの長いすなど、財政課長、いいです。仮にで聞きますよ。例えば、この間何回か決算などで、それぞれの施設にどういうふうにありますかとか、色々出てくるからデータの的に分かっているはずなんですよ。だとして、じゃあ、なんぼあれば、なんとか密避けるために、一定の高齢者か色んな人達の集まりに使えるかとか、あそこは1つ足りない。あそこは2つ足りないとかって分かっているんですか、分かっていないんですか。もしくは分かっているとすれば、どういうふうにしようとしているんですか、教えて下さい。

(議長)

はい。財政課長。

「財政課長」

椅子、テーブルにつきましては、今、小野寺議員、おっしゃったとおり、決算委員会なり、本会議等々で、ご質問頂きまして、私の方も、そういった数字は、ずっと毎年更新しながらおさえているところをごさいます、予算も少なからず、ちょっと付けては頂いて、今年も整備する予算は付けてごさいます、町長、副町長、先程、おっしゃったとおり数が多いです。15集会所、児童館持っていますので、一気にはいかないので、今年は、例えば2か所がっちり整備しようということで、動いているところではごさいます。小野寺議員、想定しているところが、いつぐらいになるのかというのは、断言できないところなんです、そういった思いはもって、進めているところをごさいます。それで、先程も、議員の方で、そんな額ではないですよ、という話だったんですけれども。施設自体も古い。それから色んな設備も古い。色んな要望ごさいます。トイレの話から、テレビ、ガスコンロ、掃除機、この間も、そういった設備の要望ごさいましたんで、そういった物で、限りある予算で付けていっているところでありまして、特にトイレにつきましては、そういう財源見つけながら、この3年間で、介護サービス拠点ということでやってきたとか、そういった背景もご理解頂きながら、まったく忘れたということでもないし、順番にやらせて頂きたいなと思っておりますので、ご理解頂ければと思います。

「小野寺議員」

宜しくお願いします。

(議長)

はい。次、飯田議員。

「飯田議員」

ただ今の小野寺議員の質問に関連すると思います。教育課長、資料の15番と17番の関連でごさいます、資料の15番で示すところの学校遠隔学習機能授業、これは恐らく、リモート学習というイメージで、学校側の方のカメラやマイク等の整備。一方で、資料17番で示すところの、各家庭のWi-Fiルーター等の未整備のところについては貸出をすると、そういうおさえ宜しいですね。

一方で、じゃあ、その例えば、パソコン、タブレットと、あくまでも各家庭で持っているという前提で、この事業が進められるのかどうか。お答えください。

(議長)

はい。学校教育課長。

「学校教育課長」

各家庭のWi-Fi環境、更には、インターネット環境につきましては、以前、実は、学校、各学校通じてですね、調査してございます。その結果、インターネット自体まず繋がらない、そういう環境にないというのが約30件ほどございました。更には、Wi-Fi、インターネットはあるんだけど、自宅にWi-Fi環境が無いんだというところが約50件ございました。今回これらの数値に基づきまして、モバイルルーター、モバイルWi-Fiルーター。いわゆる通信機能も含めたWi-Fiですね、これを30、それとは別にインターネット環境があってWi-Fiだけがあれば、家の中で自由に使えるというところは、50台整備させて頂いておりまして、基本的には、各ご家庭にパソコン等がある場合は、そちらをご使用頂くということを想定してございます。そういった物が無い場合につきましては、今後、整備するタブレット等を貸出するということを想定している状況でございます。

(議長)

いいですか。はい、飯田議員。

「飯田議員」

臨時休校がなければ、これ以上のコロナの感染がなければ一番いいんですけども、もってない、そういうパソコン、タブレット、もっていない家庭については、今後貸出をする。それは、いったい何件くらいあるんですか。これは、小中学校の義務教育ですから、リモート学習というのは、それは、一件も落ちの無いような、学習体制はしいていかなければならないと思うんですよ。何件あるんですか。

(議長)

はい。学校教育課長。

「学校教育課長」

先程も申し上げましたように、インターネット環境が無い、いわゆる、そういった機器自体が無いというのは、30件というふうに捉えてございます。

(議長)

はい、いいですか。次、小林議員。

「小林議員」

資料17頁、学校及び避難所等トイレ洋式化改修について、質問させていただきます。この間、私、前回、社文の委員長をしていましたけれども、避難所等に多目的トイレ整備

すべきではないかと申し上げてきました。今回、洋式化ということで、この多目的トイレの改修の検討はされたのかどうか。されていたとして、改修にならなかったのは、事業費の問題なのか、あるいはスペース的な問題なのか、その辺をお知らせ下さい。

(議長)

誰だ。誰だ。誰答えるんだ。おい。総務課長か。誰。財政課長か。

はい、まちづくり推進課長。

「まちづくり推進課長」

小林議員から、多目的トイレの検討したのかというお話でした。ご理解頂きたいのは、今回はコロナ関連の事業ということをご理解下さい。そういう意味で、例えば、多目的トイレを各階に、例えば学校に各階にとかいうことに関しては、残念ながら事業の趣旨から外れてしまうのかなというように感じております。文化会館で言えば、大ホールの、こちらの方にもございますし、小ホールの方にもございます。ので、それに対応して頂きたいというふうに考えてございますので、ご理解頂きたいと思います。

(議長)

はい、いいですか。

小林議員、いいんですね。

「小林議員」

はい。

(議長)

はい。他に質疑希望ありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りします。本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決いたします。

議案第4号、令和2年度江差町一般会計補正予算(第9号)について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手、全員であります。

よって、議案第4号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第21、議案第5号、令和2年度江差町国民健康保険費特別会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(議長)

町長。

「町長」(提案説明)

議案第5号、令和2年度江差町国民健康保険費特別会計補正予算(第1号)についてでございます。今回の補正の内容につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した、インフルエンザ予防接種支援など、2事業に係る経費の補正をお願いするものでございます。歳入歳出予算の総額にそれぞれ249万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億6,504万2千円とするものでございます。

補正予算の具体的内容につきましては、担当課長より説明いたしましたので、ご審議の上、議決頂きますよう宜しくお願い申し上げます。

(議長)

はい、健康推進課長。

「健康推進課長」(補足説明)

それでは、補足説明をさせていただきます。議案書47頁をお開き下さい。補正予算構成表で説明いたします。

事業名、オンライン資格確認等システム改修でございます。オンライン資格確認等システム整備の対象経費に係る補助金でございまして、国から市町村に直接補助金が支払われるため、款、国庫支出金を新設し、財源更正するものでございます。金額は28万6千円でございます。

次に、インフルエンザ予防接種支援でございます。一般会計補正でも説明がありましたが、接種支援対象者のうち、国保被保険者の助成金となります。金額は249万2千円で、財源は全額一般会計繰入金でございます。

ご審議方宜しく願いいたします。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので質疑を許します。
質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので質疑を終結いたします。
お諮りします。本案については討論を省略し、ただちに採決したいと思います。ご
異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、ただちに採決致します。
議案第5号、令和2年度江差町国民健康保険費特別会計補正予算(第1号)につい
て、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。よって議案第5号については原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第22、議案第6号、令和2年度江差町介護保険特別会計補正予算(第1号)に
ついてを議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

(議長)

町長。

「町長」

議案第6号、令和2年度江差町介護保険特別会計補正予算(第1号)についてござ
います。今回の補正の内容につきましては、令和元年度介護給付費負担金等返還にかか
る経費の補正をお願いするものでございます。歳入歳出予算の総額にそれぞれ558万
6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億8,147万8千円と
するものでございます。

補正予算の具体的内容につきましては、担当課長より説明しますので、ご審議のうえ

議決頂きますようよろしくお願い申し上げます。

(議長)

高齢あんしん課長。

「高齢あんしん課長」

私よりご説明いたします。議案書59頁の補正予算構成表でご説明いたします。事業名、介護保険給付費負担金等返還でございます。介護保険会計の財源である国庫道費公費負担分は毎年度終了後に清算事務が行われるものでございます。令和元年度公費負担の清算結果、受領済額を生産額が下回ったため生じた返還金の補正をお願いするものでございます。議案書67頁をご覧ください。こちらに記載あるとおり、返還金558万6千円の内訳につきましては、国に対する返還金が、介護給付費国庫負担金395万6千円。地域支援事業費国庫補助金補助61万円。道に対する返還金は地域支援事業費道費補助102万円で、補正予算財源は全額一般財源で繰越金を充当するものでございます。ご審議方宜しく願いいたします。

(議長)

以上で提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

ありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りします。

本案については討論を省略し、ただちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認めます。

ただちに採決いたします。

議案第6号、令和2年度江差町介護保険特別会計補正予算(第1号)について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第6号については原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第23、議案第7号、北海道市町村総合事務組合理約の変更について、及び日程第24、議案第8号、北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について、及び日程第26、議案第9号、北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更についてを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(議長)

町長。

「町長」

ただ今一括上程となりました議案第7号、北海道市町村総合事務組合理約の変更について、議案第8号、北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について、議案第9号、北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更についてでございます。

加入団体の脱退に伴い、北海道市町村総合事務組合理約及び北海道市町村職員退職手当組合理約並びに北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約を変更するものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明いたしますので、ご審議のうえ議決頂きますようよろしくお願い申し上げます。

(議長)

総務課長。

「総務課長」

それでは補足説明をさせていただきます。議案書70頁から74頁、資料新旧対照表につきましては25頁から27頁となっております。議案第7号から第9号までの、当該三つの組合に関しましての規約の一部変更についてですが、北海道市町村総合事務組合理約及び北海道市町村議会議員公務災害補償等組合におきましては、札幌広域圏組合、山越郡衛生処理組合及び奈井江浦臼町学校給食組合の3組合の脱退、また、北海道市町村職員退職手当組合におきましては、山越郡衛生処理組合及び奈井江浦臼町学校給食組合の2組合の脱退がありましたことから、削除するというような内容でございまして、地方自治法に規定する一部事務組合の規約を変更しようとするときには、関係地方公共団体

の協議が必要となっておりますことからの提案となったものでございます。

以上よろしくお願いいいたします。

(議長)

以上で提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りします。

本案については討論を省略し、ただちに採決したいと思いますがお異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、ただちに採決致します。

議案第7号、北海道市町村総合事務組合理約の変更について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

よって議案第7号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

次に議案第8号、北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。よって議案第8号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

次に議案第9号、北海道市町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって議案第9号については原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第26、議案第10号、令和2年度江差町一般会計補正予算(第10号)について議案といたします。

提案理由の説明を求めます。

(議長)

町長。

「町長」

議案第10号、令和2年度江差町一般会計補正予算(第10号)についてでございます。今回の補正の内容につきましては、新生活様式対応支援助成に係る経費の補正をお願いするものでございます。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ2千万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ66億7,464万8千円とするものでございます。

補正予算の具体的内容につきましては、担当課長より説明いたしますので、ご審議のうえ議決頂きますようよろしくお願い申し上げます。

(議長)

財政課長。

「財政課長」

それでは議案10号でございますが、議案の方は議案目次その2となります。3頁をお開き願いたいと思います。資料はNo.3の1頁となりますので、宜しくお願いいたします。

補正する事業でございますが、新生活様式対応支援援助でございます。町内の中小企業、小規模事業者、個人事業主が新しい生活様式を取り入れた感染拡大防止対策に取り組むために必要な経費の10分の9、または10分の7を助成するもので、7月17日の第3回臨時会で提案し、可決させていただきました予算でございます。こちらの方の増額となります。この事業につきましては、8月号広報紙で周知してから1か月半程度であります。昨日現在まで既に4,200万超、約85パーセントの申請があり、今後も申請が見込まれる状況であることから、既存の5千万に2千万円の増額をお願いしたいと、こういうことでございます。

財源といたしましては、臨時交付金の残が1,700万円ほどありますが、今後新型コロナ対応の事業として、何を予算していくか。また、臨時交付金でこれまで補正して

きた事業の執行残、入札差金等々がどれくらいになるか、そういったものが見えてきた段階で、交付金の充当等、そういったものをどうするか考えていきたいと思っており、現在、今のところはとりあえず一般財源で措置させていただいております。

説明は以上となりますので、よろしく願いいたします。

(議長)

以上で提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

室井議員。

「室井議員」

簡潔に聞きます。

今財政課長説明されました。私はですね、当初5千万という予算見てました。でも執行率をみるとですね、85パーセントですね、しかもですね、裾野が非常に広い。いろんな町内の中小のですね、各種いろんな事業所にですね、ちゃんと渡っているのかなと。でもまだ知らないで、やりたい事業所、欲しい店舗、いっぱいあると思うんですね。この事業はですね、残念ながら1月31日を以てですね、一応打ち切りになってます。今の2千万入れても7月17日臨時議会でしたね、この辺の見直し、それを今財政課長言った。色んな入札の執行残、ね、それと色んな当初予算見てた、今回のコロナで色んな町で考えてた事業が中止縮小、そういう部分も含めてですね、やっぱりこれはね、担当課だけでなくね、財政課とか色んなところでですね、全課あげて、執行残そういうもの見直しやってですね、この事業をですね、是非育ててもらいたい。今までですね、本当に経営厳しくて、みんな店辞めようかどうしようか、こういうもの欲しいけど買えない。こういう方ですね、為にですね、やっぱりこの事業は一つの光を与えてくれると思うんですよ。この事業をですね、今言ったように、副町長。あなたは事務方のトップだ。これね、町を歩いてみなさい。本当にこの事業やってよかった。申請して良かった。どうやって申請したいんだべって、相談に来てます。私のところで3件申請しますよ。まだあります。だからね、この事業をですね、やっぱり町をあげて、期間延長も含めて更に可能であればですね、新たな予算、財源を確保することも大事ですけど、事業の見直し、そういうものをですね、精査して、この事業をちゃんと育ててもらいたいと思います。これは課長、副町長がきちっと答弁して下さい。

(議長)

副町長。

「副町長」

はい、あの、今室井議員からのご質問というよりもご提言というか、あったわけですが。急遽昨日の段階で、それまではもう少し受付期間がまだあったんで、少しまだ余裕をもってから再構築という考えもあったんですが、昨日の段階で色々と駆け込んでこれだけの執行率があるということで、室井議員おっしゃる点と合致するわけですけど、できるだけ今相談員も使いながら、個別に周知それから既にもう相談している件数も、申請してる件数。ただ読めないところが、ハードとソフト、消耗品系もあるんで、金額のこの部分が読めないところがあるんで、いずれにしても今回5千万にプラス2千万を出してまず、議決頂きたい。更には、これはまあ室井議員もおっしゃってたとおり、それから財政課長も補足説明したとおり、これからの執行残等含めて、それらも視野に入れながら、まあこの事業に限らずですけども、そういった集中投下、これだけでとりあえず7千万行くわけですけども、こういう機会を逃すと中々お店のクーラー等含めて、中々整備できないこういう地域にありますんで、十分その辺意に含んで対応してまいりたい。以上です。

(議長)

いいですね。はい。
他に質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結いたします。
お諮りします。
本案については討論を省略し、ただちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、ただちに採決致します。
議案第10号、令和2年度江差町一般会計補正予算(第10号)について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。
よって議案第10号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程27、同意第1号、教育委員会委員の任命についてを議題と致します。
提案理由の説明を求めます。

(議長)

町長。

「町長」

同意第1号、教育委員会委員の任命についてでございます。

任期満了に伴う教育委員会委員に、檜山郡江差町字泊町243番地、加澤優香子氏、昭和37年11月13日生まれ、57歳を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

ご審議のうえ同意頂きますようよろしくお願い申し上げます。

(議長)

以上で提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

本案については人事案件でありますので、質疑討論を省略し、ただちに採決したいと思いますがご異議ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、ただちに採決いたします。

同意第1号、教育委員会委員の任命について、原案のとおり、江差町字泊町243番地、加澤優香子氏、昭和37年11月13日生まれ、57歳を教育委員会委員として任命することに賛成の方の起立を求めます。

(議長)

起立全員であります。

よって、同意第1号については原案のとおり同意することに決定いたしました。

(議長)

次に日程第28、同意第2号、固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

(議長)

町長。

「町長」

同意第2号、固定資産評価審査委員会委員の選任についてでございます。

任期満了に伴う固定資産評価審査委員会委員に、檜山郡江差町字中歌町25番地4、横野晃一氏、昭和31年3月11日生まれ、64歳を選任したいので、地方税法第42条第3項の規定により議会の同意を求めます。

ご審議のうえご同意頂きますようよろしくお願い申し上げます。

(議長)

以上で提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

本案については人事案件でありますので、質疑討論を省略しただちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、ただちに採決いたします。

同意第2号、固定資産評価審査委員会委員の選任について原案のとおり、江差町字中歌町25番地の4、横野晃一氏、昭和31年3月11日生まれ、64歳を固定資産評価審査委員会委員として選任することに賛成の方の起立を求めます。

(議長)

起立全員であります。

よって同意第2号については原案のとおり同意することに決定いたしました。

(議長)

日程第29、発議第1号、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し、地方税財源の確保を求める意見書の提出についてを議題とします。

お諮りします。

本案については、お手元に配布のとおりですので、説明、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決します。

発議第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

確認ですので、手をあげたままお願いします。

(議長)

手を下ろして下さい。

全員多数であります。

よって、第1号については原案のとおり可決されました。

(議長)

次に日程第30、発議第2号、国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書の提出を議題といたします。

お諮りします。

お手元に配布のとおりでありますので、説明、討論を省略し、ただちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、ただちに採決いたします。

発議第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

(議長)

挙手全員であります。

よって、全員でありますので、原案のとおり否決されました。

すいません。可決されました。

あのね、手さ。手をこうやって挙げたら挙げででければいいっしょ。こうやって。早く上げたり遅く挙げたりするもんだからさ。

(議長)

それでは、日程第31、発議第3号、種苗法の改定に関する意見書の提出についてを議題といたします。

お諮りします。

本案についてはお手元に配布のとおりでありますので、説明、討論を省略し、ただちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、ただちに採決いたします。

発議第3号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手多数であります。

よって、第3号については原案のとおり可決されました。

(議長)

お諮りします。

以上で、本定例会の議会に付議された案件は全て終了いたしました。

会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定いたしました。

これで会議を閉じます。

令和2年第3回江差町議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さんでした。

15 : 37

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

北海道檜山郡江差町議会

議 長

署名議員

署名議員